

大阪府 大阪市公報

発行所
大阪府役所
大阪市北区中之島1-3-20
電話06-6208-7444

目次

条例

- 大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例…………… 5
- 大阪市こころを結ぶ手話言語条例…………… 9
- 国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例…………… 11
- 大阪市立学校設置条例の一部を改正する条例…………… 13

規則

- 大阪市副市長の事務分担等に関する規則の一部を改正する規則 …… 13
- 大阪市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則…………… 14

告示

- 副市長の退職…………… 15
- 副市長の任命…………… 16
- 長居陸上競技場ほか4施設の臨時開場及び供用時間の変更の承認…………… 16
- 鶴見緑地球技場及び鶴見緑地運動場の臨時開場及び供用時間の変更の承認…………… 17
- 靱テニスセンターの臨時開場の承認…………… 18
- 大阪城弓道場の臨時開場の承認…………… 18
- 大阪府中央体育館の供用時間の変更及び臨時休館の承認…………… 19
- 大阪市立千島体育館の臨時休館の承認…………… 19
- 大阪市立東淀川体育館の臨時開館及び臨時休館の承認…………… 20
- 大阪市立北スポーツセンターの臨時開館の承認…………… 20
- 大阪市立東淀川スポーツセンターの臨時開館の承認…………… 21
- 大阪市立生野スポーツセンターの臨時開館の承認…………… 21
- 大阪市立旭スポーツセンターの臨時開館の承認…………… 22
- 大阪市立城東スポーツセンターの供用時間の変更の承認…………… 22
- 大阪市立東住吉スポーツセンターの臨時開館の承認…………… 23
- 大阪市立修道館の臨時開場の承認…………… 23
- 大阪市立扇町プール及び大阪市立下福島プールの臨時開館及び供用時間の変更の承認…………… 24
- 大阪市立大阪プールの臨時開館及び供用時間の変更の承認…………… 24
- 大阪市立浪速屋内プールの臨時開館及び供用時間の変更の承認…………… 25
- 大阪市立淀川屋内プールの供用時間の変更の承認…………… 27
- 大阪市立旭屋内プールの臨時開館の承認…………… 28
- 大阪市立城東屋内プールの臨時開館の承認…………… 29
- 大阪市立鶴見緑地プールの臨時休館の承認…………… 29

大阪市立真田山プールの供用時間の変更の承認	29
大阪市立西成屋内プールの臨時開館の承認	30
大阪市立平野屋内プールの臨時開館の承認	31
特定非営利活動法人の設立の認証の申請に関する公告	31
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請に関する公告	32
指定寄附金等を受領する法人の所在地変更	33
一般競争入札の執行（教職員情報システム用サーバ機器等の借入れ）	34
平成28年度における工事請負、物品の買入れ、借入れその他の契約（政府調達協定の適用を受けるものを除く。）に係る随時申請における入札参加資格審査の申請の時期及び方法	37
政府調達協定の適用を受ける平成28年度における工事請負の契約に係る入札参加資格並びに資格審査の申請の時期及び方法	39
政府調達協定の適用を受ける平成28年度における物品の買入れ、借入れその他の契約に係る入札参加資格並びに資格審査の申請の時期及び方法	41
2年以内に事業が執行される予定の道路の指定	43
介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定	43
介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止	44
介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定	46
介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止	46
介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定	47
介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止	48
介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定	49
介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止	50
介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業の廃止	52
土壤汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている区域の一部の指定解除	52
土壤汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている区域の全部の指定解除	54
放置自動車の処理	54
道路法違反物件の除却	55
市道の路線名変更	55
市道の一部廃止	55
市道の路線変更	62
市道の区域決定	62
市道の供用開始	63
舞洲野球場の供用時間の変更の承認	65
証明書発行手数料等の徴収及び収納事務委託（大阪市福島区役所窓口サービス課（住民情報））	65
証明書発行手数料等の徴収及び収納事務委託（大阪市西淀川区	

役所窓口サービス課（住民情報）	65
証明書発行手数料等の徴収及び収納事務委託（大阪市東淀川区役所窓口サービス課（住民情報）及び東淀川区役所出張所）	66
証明書発行手数料等の徴収及び収納事務委託（大阪市平野区役所窓口サービス課（住民情報））	66
証明書発行手数料等の徴収及び収納事務委託（大阪市西成区役所窓口サービス課（住民情報））	66
落札者等の公示	67
甲種防火管理新規講習の開催	68
甲種防火管理再講習の開催	69
乙種防火管理講習の開催	70
防災管理新規講習の開催	71
甲種防火管理新規講習及び防災管理新規講習を併せて実施する講習の開催	72
甲種防火管理再講習及び防災管理再講習を併せて実施する講習の開催	74
公 告	
一般競争入札の執行（古新聞等の売払い）	75
一般競争入札の執行（都島第2ほか8自転車保管所古自転車等の売払い）	77
一般競争入札の執行（金属くず等の売払い）	81
一般競争入札の執行（金属くず等の売払い）	84
共済組合公告	
大阪市職員共済組合役員の異動	86

公布された条例のあらまし

大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例

- 1 ヘイトスピーチに対処するため本市がとる措置等に関し必要な事項を定めることにより、市民等の人権を擁護するとともにヘイトスピーチの抑止を図るため、条例を制定することにしました。
- 2 ヘイトスピーチの定義や範囲等（市内で行われたもの、市外で行われたもので表現の内容が市民等に関するものであると明らかに認められるもの等）を定めることにしました。
- 3 表現活動がヘイトスピーチに該当すると認めるときは、当該表現活動に係る表現の内容の拡散を防止するために必要な措置をとるとともに、ヘイトスピーチの抑止につなげるため当該表現活動がヘイトスピーチに該当するものであるとの認識、当該表現の内容の概要、表現内容の拡散防止のために講じ

た措置及びヘイトスピーチを行ったものの氏名又は名称を公表することになりました。

4 市長の諮問に応じて調査審議をし、又は市長の報告に対して意見を述べさせるため、市長の附属機関として大阪市ヘイトスピーチ審査会を置くことにしました。

5 この条例は、公布の日（平成28年1月18日）から施行することになりました。ただし、一部の規定は、市長が定める日から施行することになりました。

（平成28年大阪市条例第1号 市民局ダイバーシティ推進室人権企画課）

大阪市こころを結ぶ手話言語条例

1 手話が言語であるという認識に基づき施策を推進し、手話を必要とするすべての人の社会参加の促進と安心して暮らせる地域社会の実現を目指して、この条例を制定することになりました。

2 この条例は、公布の日（平成28年1月18日）から施行することになりました。

（平成28年大阪市条例第2号 市会事務局総務担当）

国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例

1 国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関し、施設を使用させる期間を7日以上としました。

2 その他立入調査や認定事業者の責務、認定等に係る手数料など、必要な事項を定めました。

3 この条例の施行期日は、市長が定めることになりました。

（平成28年大阪市条例第3号 経済戦略局観光部観光課）

大阪市立学校設置条例の一部を改正する条例

1 大阪市立堀江幼稚園を廃止することになりました。

2 この条例は、平成31年4月1日から施行することになりました。

（平成28年大阪市条例第4号 こども青少年局保育施策部保育企画課）

公布された規則のあらまし

大阪市副市長の事務分担等に関する規則の一部を改正する規則

1 中尾寛志副市長及び鍵田剛副市長の任命に伴い、副市長が分担する事務を改めました。

2 この規則は、公布の日（平成28年1月18日）から施行することになりました。

（平成28年大阪市規則第1号 人事室人事課）

大阪市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

1 大和川8駐車場、長吉長原東第4－西駐車場、長吉長原東第4－東駐車場、伝法－1駐車場、大和田第3－1駐車場及び瓜破東－3駐車場を設置することになりました。

2 この規則は、平成28年2月1日から施行することになりました。ただし、一

部の規定は、平成28年2月15日、同月18日又は同月29日から施行することになりました。

(平成28年大阪市規則第3号 都市整備局住宅部管理課)

条 例

次に掲げる条例を公布する。

大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例

大阪市こころを結ぶ手話言語条例

国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例

大阪市立学校設置条例の一部を改正する条例

平成28年1月18日

大阪市長 吉村洋文

大阪市条例第1号

大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、ヘイトスピーチが個人の尊厳を害し差別の意識を生じさせるおそれがあることに鑑み、ヘイトスピーチに対処するため本市がとる措置等に関し必要な事項を定めることにより、市民等の人権を擁護するとともにヘイトスピーチの抑止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「ヘイトスピーチ」とは、次に掲げる要件のいずれにも該当する表現活動をいう。

- (1) 次のいずれかを目的として行われるものであること（ウについては、当該目的が明らかに認められるものであること）
 - ア 人種若しくは民族に係る特定の属性を有する個人又は当該個人により構成される集団（以下「特定人等」という。）を社会から排除すること
 - イ 特定人等の権利又は自由を制限すること
 - ウ 特定人等に対する憎悪若しくは差別の意識又は暴力をあおること
- (2) 表現の内容又は表現活動の態様が次のいずれかに該当すること
 - ア 特定人等を相当程度侮蔑し又は誹謗中傷するものであること
 - イ 特定人等（当該特定人等が集団であるときは、当該集団に属する個人の相当数）に脅威を感じさせるものであること
- (3) 不特定多数の者が表現の内容を知り得る状態に置くような場所又は方法

で行われるものであること

- 2 この条例にいう「表現活動」には、次に掲げる活動を含むものとする。
- (1) 他の表現活動の内容を記録した印刷物、光ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。）その他の物の販売若しくは頒布又は上映
 - (2) インターネットその他の高度情報通信ネットワークを利用して他の表現活動の内容を記録した文書図画又は画像等を不特定多数の者による閲覧又は視聴ができる状態に置くこと
 - (3) その他他の表現活動の内容を拡散する活動
- 3 この条例において「市民」とは、本市の区域内に居住する者又は本市の区域内に通勤し若しくは通学する者をいう。
- 4 この条例において「市民等」とは、市民又は人種若しくは民族に係る特定の属性を有する市民により構成される団体をいう。

(啓発)

第3条 本市は、ヘイトスピーチが個人の尊厳を害し差別の意識を生じさせるおそれがあることに鑑み、ヘイトスピーチによる人権侵害に関する市民の関心と理解を深めるための啓発を行うものとする。

(措置等の基本原則)

第4条 次条及び第6条の規定による措置及び公表は、市民等の人権を擁護することを目的として実施されるものであることに鑑み、国による人権侵犯事件に係る救済制度等による救済措置を補完することを旨としつつ、同救済制度等と連携を図りながら実施されなければならない。

(拡散防止の措置及び認識等の公表)

第5条 市長は、次に掲げる表現活動がヘイトスピーチに該当すると認めるときは、事案の内容に即して当該表現活動に係る表現の内容の拡散を防止するために必要な措置をとるとともに、当該表現活動がヘイトスピーチに該当する旨、表現の内容の概要及びその拡散を防止するためにとった措置並びに当該表現活動を行ったものの氏名又は名称を公表するものとする。ただし、当該表現活動を行ったものの氏名又は名称については、これを公表することにより第1条の目的を阻害すると認められるとき、当該表現活動を行ったものの所在が判明しないときその他特別の理由があると認めるときは、公表しないことができる。

- (1) 本市の区域内で行われた表現活動
 - (2) 本市の区域外で行われた表現活動（本市の区域内で行われたかどうか明らかでない表現活動を含む。）で次のいずれかに該当するもの
 - ア 表現の内容が市民等に関するものであると明らかに認められる表現活動
 - イ アに掲げる表現活動以外の表現活動で本市の区域内で行われたヘイトスピーチの内容を本市の区域内に拡散するもの
- 2 前項の規定による措置及び公表は、表現活動が自らに関するヘイトスピー

ちに該当すると思料する特定人等である市民等の申出により又は職権で行うものとする。

- 3 市長は、第1項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係るヘイトスピーチを行ったものに公表の内容及び理由を通知するとともに、相当の期間を定めて、意見を述べるとともに有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該公表に係るヘイトスピーチを行ったものの所在が判明しないとき又は当該公表の内容が次条第3項の規定に基づき第7条の規定による大阪市ヘイトスピーチ審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴く対象とした公表の内容と同一であり、かつ、審査会において当該公表の内容が妥当であるとの意見が述べられたときは、この限りでない。
- 4 前項本文の意見は、市長が口頭であることを認めたときを除き、書面により述べなければならない。
- 5 市長は、第1項の規定による公表に当たっては、当該ヘイトスピーチの内容が拡散することのないよう十分に留意しなければならない。
- 6 第1項の規定による公表は、インターネットを利用する方法その他市規則で定める方法により行うものとする。

（審査会の意見聴取）

第6条 市長は、前条第2項の申出があったとき又は同条第1項各号に掲げる表現活動がヘイトスピーチに該当するおそれがあると認めるときは、次に掲げる事項について、あらかじめ審査会の意見を聴かななければならない。ただし、同条第2項の申出があった場合において、当該申出に係る表現活動が同条第1項各号のいずれにも該当しないと明らかに認められるときは、この限りでない。

- (1) 当該表現活動が前条第1項各号のいずれかに該当するものであること
- (2) 当該表現活動がヘイトスピーチに該当するものであること

- 2 市長は、前項ただし書の規定により審査会の意見を聴かなかったときは、速やかにその旨を審査会に報告しなければならない。この場合において、審査会は市長に対し、当該報告に係る事項について意見を述べるができる。
- 3 市長は、前2項の規定に基づく審査会の意見が述べられた場合において、前条第1項の規定による措置及び公表をしようとするときは、当該措置及び公表の内容について、あらかじめ審査会の意見を聴かななければならない。ただし、同項の規定による措置については、緊急を要するときその他第1条の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、審査会の意見を聴かないでとることができる。
- 4 市長は、前項ただし書の規定により審査会の意見を聴かないで前条第1項の規定による措置をとったときは、速やかにその旨を審査会に報告しなければならない。この場合において、審査会は市長に対し、当該報告に係る事項について意見を述べるができる。
- 5 市長は、前項の規定に基づく審査会の意見が述べられたときは、前条第1

項の規定による公表において、当該意見の内容を公表するものとする。

(審査会の設置)

第7条 前条第1項から第4項までの規定によりその権限に属するものとされた事項について、諮問に応じて調査審議をし、又は報告に対して意見を述べさせるため、市長の附属機関として審査会を置く。

2 審査会は、前項に定めるもののほか、この条例の施行に関する重要な事項について、市長の諮問に応じて調査審議をするとともに、市長に意見を述べることができる。

(審査会の組織)

第8条 審査会は、委員5人以内で組織する。

2 審査会の委員は、市長が、学識経験者その他適当と認める者のうちから市会の同意を得て委嘱する。

3 審査会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、1回に限り再任されることができる。

5 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

6 審査会の委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

7 市長は、審査会の委員が前2項の規定に違反したときは、当該委員を解嘱することができる。

(審査会の調査審議手続)

第9条 審査会は、必要があると認めるときは、市長又は調査審議の対象となっている表現活動に係る第5条第2項の規定による申出をした市民等（以下「申出人」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を述べさせることその他必要な調査をすることができる。

2 審査会は、調査審議の対象となっている表現活動に係る申出人又は当該表現活動を行ったもの（以下これらを「関係人」という。）に対し、相当の期間を定めて、書面により意見を述べるとともに有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。ただし、関係人の所在が判明しないときは、当該関係人については、この限りでない。

3 前項に定めるもののほか、審査会は、関係人から申立てがあつたときは、相当の期間を定めて、当該関係人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 前項本文の場合においては、関係人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

5 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に次に掲げる事項を行わせることができる。

(1) 第1項の規定による調査

- (2) 第3項本文の規定による関係人の意見の陳述を聴くこと
- (3) 第6条第2項の規定による報告を受けること

6 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。ただし、第7条第2項に規定する事項に関する調査審議の手続については、特段の支障がない限り、公開して行うものとする。

(審査会に関する規定の委任)

第10条 前3条に定めるもののほか、審査会の組織及び運営並びに調査審議の手続に関し必要な事項は、市規則で定める。

(適用上の注意)

第11条 この条例の適用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

(施行の細目)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条から第6条まで及び次項の規定の施行期日は、市長が定める。
- 2 第4条から第6条までの規定は、これらの規定の施行後に行われた表現活動について適用する。
- 3 市長は、国においてヘイトスピーチに関する法制度の整備が行われた場合には、当該制度の内容及びこの条例の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(平28. 1. 18揭示済)

大阪市条例第2号

大阪市こころを結ぶ手話言語条例

手話は、音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語である。ろう者にとって、手話は大切なアイデンティティーであり、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報の獲得とコミュニケーションの手段として重要な役割を担っている。

平成18年12月に国連総会で採択され、我が国も批准している「障害者の権利に関する条約」において、言語は「音声言語及び手話その他の形態の非音声言語」と定義され、手話は言語として国際的に認知された。

「障害者基本法」は手話を言語として位置づけるとともに、すべての障がい者が、可能な限り、意思疎通のための手段について選択の機会が確保され、情報の取得又は利用のための手段について選択の機会の拡大が図られることを通じて、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指している。

手話を必要とするすべての人が、日常生活及び社会生活において、手話を通じて容易に必要な情報を取得し、十分なコミュニケーションを図ることのできる社会を実現するためには、市民一人ひとりが、手話がかけがえのない言語であることについて理解を深めるとともに、手話を普及し手話を使用できる環境を整備していくことが重要である。

大阪市は、手話が言語であるという認識に基づき施策を推進し、手話を必要とするすべての人の社会参加の促進と安心して暮らせる地域社会の実現を目指して、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、手話への理解の促進及び手話の普及に関し、基本理念を定め、本市の責務と市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本的事項を定めることにより、手話に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もってすべての市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 手話への理解の促進及び手話の普及は、手話が言語であること及びろう者が手話によるコミュニケーションを図る権利を有することを前提として、ろう者とろう者以外の者が、相互に人格と個性を尊重することを基本として行わなければならない。

(本市の責務)

第3条 本市は、前条の基本理念（以下、「基本理念」という。）にのっとり、手話への理解の促進及び手話の普及を行うとともに、日常生活及び社会生活において手話を使用できる環境の整備に努め、手話に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 本市は、手話に関する施策を内部組織が連携して推進するための体制を整備するものとする。

(市民の役割)

第4条 市民は、基本理念に対する理解を深め、手話に関する本市の施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、手話に関する本市の施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、手話をコミュニケーションの手段として活用するよう努めるとともに、手話を必要とする人が利用しやすいサービスを提供し、手話を必要とする人が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

(施策の推進方針)

第6条 本市は手話に関する施策を推進するための方針（以下、「施策の推進方針」という。）を策定するものとする。

2 施策の推進方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 手話への理解の促進及び手話の普及に関する事項
- (2) 手話による情報取得に関する事項
- (3) 手話による意思疎通の支援に関する事項
- (4) 手話を必要とする人への相談支援に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な事項

3 施策の推進方針は、本市が定める障がい者のための施策に関する基本的な計画と調和が保たれたものでなければならない。

4 施策の推進方針は、これを公表するものとする。

(協議の場)

第7条 施策の推進方針を策定若しくは変更する場合、又は施策の推進方針に基づき施策の実施において必要がある場合、市長は、ろう者、手話通訳者及びその他関係者から意見を聴くため、協議の場を設置しなければならない。

(手話を使用できる職員の増員)

第8条 本市は、手話を使用することができる職員を増やすよう努めるものとする。

(公共施設等に対する啓発)

第9条 本市は、病院及び広く市民に公共サービスを提供する施設その他関係機関における手話への理解の促進及び手話の普及を図るため、これらに対する積極的な啓発に努めるものとする。

(学校における理解の促進)

第10条 本市は、学校教育の場において、基本理念にのっとり、手話に接する機会の提供その他の手話に親しむための取組を通じて、手話への理解の促進に努めるものとする。

(財政上の措置)

第11条 本市は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 市長は、この条例の施行の日から起算して3年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(平28. 1. 18揭示済)

大阪市条例第3号

国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「法」という。）第13条第1項に規定する国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業（以下「国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(国家戦略特別区域法施行令第12条第2号の条例で定める期間)

第2条 国家戦略特別区域法施行令（平成26年政令第99号。以下「令」という。）第12条第2号の条例で定める期間は、7日とする。

(立入調査等)

第3条 市長は、法第13条第9項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、同条第4項に規定する認定事業者（以下「認定事業者」という。）の事務所又は令第12条第1号に規定する施設（以下「施設」という。）に立ち入り、当該認定事業者に係る認定事業（法第13条第4項に規定する認定事業をいう。以下同じ。）の実施状況について調査させ、又は関係人に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問を行う職員は、現に滞在の用に供している施設の居室に立ち入るときは、あらかじめ、当該施設に係る認定事業者及び当該居室に滞在している者の承諾を得なければならない。

3 第1項の規定により立入調査又は質問を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(認定事業者の責務)

第4条 認定事業者は、事前に、施設の近隣住民に対し、当該施設が国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に使用されるものであることについて、適切に説明しなければならない。

2 認定事業者は、施設の滞在者に対し、使用開始時に、次に掲げる施設使用の際の注意事項を説明しなければならない。

(1) 施設に備え付けられた設備の使用方法

(2) 廃棄物の処理方法

(3) 騒音等により周囲に迷惑をかけること

(4) 火災等の緊急事態が発生した場合の通報先及び初期対応の方法（防火、防災設備の使用方法を含む。）

3 認定事業者は、近隣住民からの苦情等の窓口を設置し、近隣住民に周知するとともに、近隣住民からの苦情等に対しては適切に対応しなければならない。

(手数料)

第5条 法第13条第1項に規定する特定認定（以下「特定認定」という。）に係る事務で次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額の手数料をその申請をする者から徴収する。

(1) 特定認定の申請に対する審査 1件につき21,200円

(2) 法第13条第5項の変更の認定の申請に対する審査 1件につき10,500円

(認定事業に係る施設について現地調査を行う必要がない場合にあつては、
2,500円)

(手数料の減免)

第6条 市長は、特別の事由があると認めるときは、前条の規定による手数料を減額し、又は免除することができる。

(手数料の還付)

第7条 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(施行の細目)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。

(平28. 1. 18揭示済)



大阪市条例第4号

大阪市立学校設置条例の一部を改正する条例

大阪市立学校設置条例（昭和39年大阪市条例第57号）の一部を次のように改正する。

幼稚園の表中大阪市立堀江幼稚園の項を削る。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(平28. 1. 18揭示済)

規 則

次に掲げる規則を公布する。

大阪市副市長の事務分担等に関する規則の一部を改正する規則

平成28年1月18日

大阪市長 吉村洋文



大阪市規則第1号

大阪市副市長の事務分担等に関する規則の一部を改正する規則

大阪市副市長の事務分担等に関する規則（平成24年大阪市規則第7号）の一

部を次のように改正する。

第2条第1項の表を次のように改める。

副市長	担当事務
田中 清剛	経済戦略局（観光部及び立地推進部に限る。）、契約管財局、都市計画局、環境局、都市整備局、建設局、港湾局及び消防局が所管する事務
中尾 寛志	市政改革室、区役所(24)、市民局、財政局、交通局及び水道局が所管する事務
鍵田 剛	人事室、経済戦略局（観光部及び立地推進部を除く。）、総務局、福祉局、健康局、こども青少年局及び会計室が所管する事務並びに他の執行機関及び市会事務局の職員に補助執行させている事務

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平28. 1. 18揭示済)

次に掲げる規則を公布する。

大阪市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

平成28年1月29日

大阪市長 吉 村 洋 文

大阪市規則第3号

大阪市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市営住宅条例施行規則（平成9年大阪市規則第61号）の一部を次のように改正する。

別表第2中伝法駐車場の項の次に次のように加える。

伝 法 - 1	伝法1丁目
---------	-------

別表第2中大和田第3駐車場の項の次に次のように加える。

大 和 田 第 3 - 1	大和田2丁目
---------------	--------

別表第2中大和川7駐車場の項の次に次のように加える。

大 和 川 8	北島1丁目
---------	-------

別表第2中瓜破東-2駐車場の項の次に次のように加える。

瓜 破 東 - 3	瓜破東2丁目
-----------	--------

別表第2中長吉長原東第4-37駐車場の項の次に次のように加える。

長吉長原東第4－西	長吉長原東3丁目
長吉長原東第4－東	長吉長原東3丁目

別表第3中

「

高松－1	1	11,550
------	---	--------

」

を

「

高松－1	1	11,550
大和川8	10	11,550

」

に改め、長吉長原北－1駐車場の項の次に次のように加える。

長吉長原東第4－西	78	8,300
長吉長原東第4－東	116	8,300

附 則

この規則は、平成28年2月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第2中伝法駐車場の項の次に1項を加える改正規定 平成28年2月15日
- (2) 別表第2中大和田第3駐車場の項の次に1項を加える改正規定 平成28年2月18日
- (3) 別表第2中瓜破東－2駐車場の項の次に1項を加える改正規定 平成28年2月29日

告 示

大阪市告示第57号

副市長 村上 龍一 及び同 京極 務は、本日退職した。

平成28年1月15日

大阪市長 吉 村 洋 文
(人事室人事課)
(平28. 1. 15揭示済)



大阪市告示第58号

本日、次の者を副市長に任命した。

平成28年1月18日

大阪市長 吉村洋文

中尾寛志

鍵田剛

(人事室人事課)

(平28.1.18揭示済)

大阪市告示第88号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第2項の規定に基づき、臨時開場及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成28年1月29日

大阪市長 吉村洋文

1 臨時開場

施設名	月 日	供用時間
長居陸上競技場	平成28年2月1日（月）	午前9時から午後5時まで
	平成28年2月29日（月）	午前9時から午後9時まで
長居球技場	平成28年2月1日（月）	午前9時から午後5時まで
	平成28年2月15日（月）	
	平成28年2月22日（月）	
	平成28年2月29日（月）	午前9時から午後9時まで

2 供用時間の変更

施設名	月 日	供用時間
長居陸上競技場	平成28年2月11日（木）	午前7時から午後9時まで
	平成28年2月20日（土）	
	平成28年2月27日（土） から同月29日（月）まで	午前9時から翌日午前0時 まで
長居第2陸上競技場	平成28年2月9日（火）	午前8時から午後9時まで
	平成28年2月12日（金） から同月13日（土）まで	午前8時から午後9時まで
	平成28年2月28日（日）	
長居球技場	平成28年2月27日（土） から同月29日（月）まで	午前9時から翌日午前0時 まで
長居トレーニング場	平成28年2月2日（火） から同月6日（土）まで	午前9時から午後9時30分 まで

	平成28年2月7日(日)	午前9時から午後6時まで
	平成28年2月9日(火) から同月10日(水)まで	午前9時から午後9時30分 まで
	平成28年2月11日(木)	午前9時から午後6時まで
	平成28年2月12日(金) から同月13日(土)まで	午前9時から午後9時30分 まで
	平成28年2月14日(日)	午前9時から午後6時まで
	平成28年2月16日(火) から同月20日(土)まで	午前9時から午後9時30分 まで
	平成28年2月21日(日)	午前9時から午後6時まで
	平成28年2月23日(火) から同月27日(土)まで	午前9時から午後9時30分 まで
	平成28年2月28日(日)	午前9時から午後6時まで
長居庭球場	平成28年2月1日(月) から同月5日(金)まで	午前9時から午後10時まで
	平成28年2月6日(土) から同月7日(日)まで	午前9時から午後9時まで
	平成28年2月8日(月) から同月12日(金)まで	午前9時から午後10時まで
	平成28年2月13日(土) から同月14日(日)まで	午前9時から午後9時まで
	平成28年2月15日(月) から同月19日(金)まで	午前9時から午後10時まで
	平成28年2月20日(土) から同月21日(日)まで	午前9時から午後9時まで
	平成28年2月22日(月) から同月26日(金)まで	午前9時から午後10時まで
	平成28年2月27日(土) から同月28日(日)まで	午前9時から午後9時まで
	平成28年2月29日(月)	午前9時から午後10時まで

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)

大阪市告示第89号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開場及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成28年1月29日

大阪市長 吉村洋文

1 臨時開場

施設名	月 日	供用時間
鶴見緑地球技場	平成28年2月1日(月)	午前9時から午後9時まで
	平成28年2月8日(月)	
	平成28年2月15日(月)	
	平成28年2月22日(月)	
	平成28年2月29日(月)	

2 供用時間の変更

施設名	月 日	供用時間
鶴見緑地運動場	平成28年2月1日(月)から同月29日(月)まで	午前7時から午後9時まで

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)



大阪市告示第90号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開場について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成28年1月29日

大阪市長 吉村洋文

施設名	月 日	供用時間
靱テニスセンター	平成28年2月1日(月)	午前9時から午後9時まで
	平成28年2月8日(月)	
	平成28年2月15日(月)	
	平成28年2月29日(月)	

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)



大阪市告示第91号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開場について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成28年1月29日

大阪市長 吉村洋文

施設名	月 日	供用時間
大阪城弓道場	平成28年2月1日(月)	午前9時から午後9時まで
	平成28年2月8日(月)	
	平成28年2月15日(月)	
	平成28年2月22日(月)	
	平成28年2月29日(月)	

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)

大阪市告示第92号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第4条第2項の規定より読み替えられた第3条第3項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更及び臨時休館について承認したので、第4条第2項により読み替えられた第3条第4項の規定に基づき告示する。

平成28年1月29日

大阪市長 吉村洋文

1 供用時間の変更

施設名	月 日	供用時間
大阪市中央体育館 第1体育場	平成28年2月12日(金)から 同月13日(土)まで	午前8時から午後9 時まで
	平成28年2月21日(日)	
	平成28年2月27日(土)から 同月28日(日)まで	
大阪市中央体育館 第2体育場	平成28年2月27日(土)から 同月28日(日)まで	

2 臨時休館

施設名	月 日
大阪市中央体育館 第1体育場 第2体育場 柔道場 剣道場 会議室	平成28年2月1日(月)

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)

大阪市告示第93号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時休館について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

平成28年1月29日

大阪市長 吉村洋文

施設名	月 日
大阪市立千島体育館 体育場 柔道場 剣道場 トレーニング場	平成28年2月1日（月）

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）

大阪市告示第94号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び臨時休館について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

平成28年1月29日

大阪市長 吉村洋文

1 臨時開館

施設名	月 日	供用時間
大阪市立東淀川体育館	平成28年2月15日（月）	午前9時から午後9時まで

2 臨時休館

施設名	月 日
大阪市立東淀川体育館	平成28年2月1日（月）

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）

大阪市告示第95号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

平成28年1月29日

大阪市長 吉村洋文

施設名	月 日	供用時間
大阪市立 北スポーツセンター 第1体育場	平成28年2月1日(月)	午後0時30分から午後5時 20分まで
大阪市立 北スポーツセンター 第2体育場	平成28年2月8日(月)	午後0時30分から午後4時 まで
	平成28年2月15日(月)	
大阪市立 北スポーツセンター 多目的室	平成28年2月22日(月)	午後1時50分から午後2時 50分まで
	平成28年2月29日(月)	

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)

大阪市告示第96号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

平成28年1月29日

大阪市長 吉村洋文

施設名	月 日	供用時間
大阪市立 東淀川スポーツセンター 第1体育場	平成28年2月1日(月)	午後6時から午後8 時まで
	平成28年2月8日(月)	
	平成28年2月15日(月)	
	平成28年2月22日(月)	
	平成28年2月29日(月)	

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)

大阪市告示第97号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

平成28年1月29日

大阪市長 吉村洋文

施設名	月 日	供用時間
大阪市立 生野スポーツセンター 第2体育場	平成28年2月1日(月)	午前10時から午後 8時まで
	平成28年2月8日(月)	
	平成28年2月15日(月)	
	平成28年2月22日(月)	

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)

大阪市告示第98号

次の施設について、大阪市立体育館条例(昭和31年大阪市条例第45号)第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

平成28年1月29日

大阪市長 吉村洋文

施設名	月 日	供用時間
大阪市立 旭スポーツセンター 第1体育場 第2体育場 多目的室	平成28年2月1日(月)	正午から午後10時まで
	平成28年2月8日(月)	
	平成28年2月15日(月)	
	平成28年2月22日(月)	
	平成28年2月29日(月)	

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)

大阪市告示第99号

次の施設について、大阪市立体育館条例(昭和31年大阪市条例第45号)第3条第3項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

平成28年1月29日

大阪市長 吉村洋文

施設名	月 日	供用時間
大阪市立 城東スポーツセンター 第1体育場	平成28年2月2日(火)から 同月4日(木)まで	午前9時から午後 10時まで
	平成28年2月9日(水)から 同月11日(木)まで	
	平成28年2月16日(火)から 同月18日(木)まで	

	平成28年2月23日（火）から 同月25日（木）まで
大阪市立 城東スポーツセンター 第2体育場	平成28年2月5日（金）
	平成28年2月12日（金）
	平成28年2月19日（金）
	平成28年2月26日（金）

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）

大阪市告示第100号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

平成28年1月29日

大阪市長 吉村洋文

施設名	月 日	供用時間
大阪市立 東住吉スポーツセンター 第1体育場	平成28年2月1日（月）	午前9時から午後1時 まで及び午後4時から 午後10時まで
大阪市立 東住吉スポーツセンター 第2体育場	平成28年2月8日（月） 平成28年2月15日（月） 平成28年2月22日（月）	午前9時から午後3時 まで及び午後5時30分 から午後9時まで
大阪市立 東住吉スポーツセンター 多目的室	平成28年2月29日（月）	午前9時から正午まで 及び午後4時から午後 7時まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）

大阪市告示第101号

次の施設について、大阪市立修道館条例（昭和37年大阪市条例第40号）第5条第2項の規定により読み替えられた第4条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開場について承認したので、第5条第2項の規定により読み替えられた第4条第3項の規定に基づき告示する。

平成28年1月29日

大阪市長 吉村洋文

施設名	月 日	供用時間
大阪市立修道館	平成28年2月13日（土）	午前9時から午後9時まで
	平成28年2月20日（土）	
	平成28年2月27日（土）	

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)

大阪市告示第102号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成28年1月29日

大阪市長 吉村洋文

1 臨時開館

施設名	月 日	供用時間
大阪市立扇町プール 水泳場（25メートルプール） トレーニング場	平成28年2月17日（水）	午前10時から 午後2時まで
	平成28年3月23日（水）	
大阪市立下福島プール 水泳場（25メートルプール） トレーニング場	平成28年2月18日（木）	午前10時から 正午まで
	平成28年3月17日（木）	

2 供用時間の変更

施設名	月 日	供用時間
大阪市立扇町プール 水泳場（25メートルプール） トレーニング場 体育場	平成28年2月1日（月） から同月29日（月）まで	午前9時から 午後10時まで
大阪市立下福島プール 水泳場（25メートルプール） トレーニング場		
備考 休館日、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日は除く。		

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)

大阪市告示第103号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成28年1月29日

大阪市長 吉村洋文

1 臨時開館

施設名	月 日	時 間
大阪市立大阪プール アイススケート場	平成28年2月1日（月）	午前7時から翌日午前0時まで
	平成28年2月8日（月）	午後7時から翌日午前0時まで
	平成28年2月15日（月）	午前7時から翌日午前0時まで
	平成28年2月22日（月）	午後7時から翌日午前0時まで
	平成28年2月29日（月）	午前7時から翌日午前0時まで

2 供用時間の変更

施設名	月 日	時 間
大阪市立大阪プール アイススケート場	平成28年2月2日（火） から同月7日（日）まで	午前7時から翌日午前0時まで
	平成28年2月9日（火） から同月14日（日）まで	
	平成28年2月16日（火） から同月21日（日）まで	
	平成28年2月23日（火） から同月28日（日）まで	

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）

大阪市告示第104号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、臨時開館及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成28年1月29日

大阪市長 吉村洋文

1 臨時開館

施設名	月 日	供用時間
大阪市立 浪速屋内プール アイススケート場	平成28年2月1日(月)	午前6時15分から午前7時45分まで及び午前10時から午後9時15分まで
	平成28年2月8日(月)	午前6時15分から午前7時45分まで及び午前10時から午後7時まで
	平成28年2月15日(月)	午前6時15分から午前7時45分まで及び午前10時から翌朝午前0時45分まで
	平成28年2月22日(月)	
	平成28年2月29日(月)	

2 供用時間の変更

施設名	月 日	供用時間
大阪市立 浪速屋内プール アイススケート場	平成28年2月2日(火) から同月3日(水)まで	午前6時15分から午前7時45分まで及び午前10時から午後10時30分まで
	平成28年2月4日(木)	午前6時15分から午前7時45分まで及び午前10時から翌日午前0時15分まで
	平成28年2月5日(金)	午前6時15分から翌日午前0時15分まで
	平成28年2月6日(土)	午前6時30分から翌日午前0時15分まで
	平成28年2月7日(日)	午前6時から午後10時30分まで
	平成28年2月9日(火)	午前8時45分から翌日午前0時15分まで
	平成28年2月10日(水)	午前6時15分から午前7時45分まで及び午前10時から午後10時30分まで
	平成28年2月11日(木)	午前6時30分から翌日午前2時まで
	平成28年2月12日(金)	午前6時15分から午後10時30分まで
	平成28年2月13日(土)	午前6時30分から翌日午前0時15分まで
	平成28年2月14日(日)	午前6時から午後10時30分まで

平成28年2月16日（火）	午前6時15分から翌日午前0時15分まで
平成28年2月17日（水）	午前6時15分から午前7時45分まで及び午前10時から午後10時30分まで
平成28年2月18日（木）	午前6時15分から午前7時45分まで及び午前10時から翌日午前2時まで
平成28年2月19日（金）	午前6時15分から翌日午前0時15分まで
平成28年2月20日（土）	午前6時30分から翌日午前0時15分まで
平成28年2月21日（日）	午前6時から翌日午前0時15分まで
平成28年2月23日（火）	午前6時15分から午前7時45分まで及び午前10時から翌日午前0時15分まで
平成28年2月24日（水）	午前6時15分から午前7時45分まで及び午前10時から午後10時30分まで
平成28年2月25日（木）	午前6時15分から午前7時45分まで及び午前10時から翌日午前2時まで
平成28年2月26日（金）	午前6時15分から翌日午前0時15分まで
平成28年2月27日（土）	午前6時30分から翌日午前2時まで
平成28年2月28日（日）	午前6時から翌日午前0時45分まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）

大阪市告示第105号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成28年1月29日

大阪市長 吉村洋文

施設名	月 日	供用時間
大阪市立淀川屋内プール 水泳場 トレーニング場	平成28年2月1日(月) から同月3日(水)まで	午前9時から午後9 時45分まで
	平成28年2月5日(金)	
	平成28年2月7日(日)	午前9時から午後7 時30分まで
	平成28年2月8日(月) から同月10日(水)まで	午前9時から午後9 時45分まで
	平成28年2月11日(木)	
	平成28年2月12日(金)	午前9時から午後9 時45分まで
	平成28年2月14日(日)	午前9時から午後7 時30分まで
	平成28年2月15日(月) から同月17日(水)まで	午前9時から午後9 時45分まで
	平成28年2月19日(金)	
	平成28年2月21日(日)	午前9時から午後7 時30分まで
	平成28年2月22日(月) から同月24日(水)まで	午前9時から午後9 時45分まで
	平成28年2月26日(金)	
	平成28年2月28日(日)	午前9時から午後7 時30分まで
	平成28年2月29日(月)	午前9時から午後9 時45分まで

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)

~~~~~

### 大阪市告示第106号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成28年1月29日

大阪市長 吉村洋文

| 施設名                   | 月 日           | 供用時間         |
|-----------------------|---------------|--------------|
| 大阪市立<br>旭屋内プール<br>水泳場 | 平成28年2月2日(火)  | 午前9時から午後4時まで |
|                       | 平成28年2月9日(火)  |              |
|                       | 平成28年2月16日(火) |              |
|                       | 平成28年2月23日(火) |              |

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)

**大阪市告示第107号**

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成28年1月29日

大阪市長 吉村洋文

| 施設名                           | 月 日           | 供用時間                |
|-------------------------------|---------------|---------------------|
| 大阪市立城東屋内プール<br>水泳場<br>トレーニング場 | 平成28年2月1日(月)  | 午前9時から午後<br>9時30分まで |
|                               | 平成28年2月8日(月)  |                     |
|                               | 平成28年2月22日(月) |                     |
|                               | 平成28年2月29日(月) |                     |

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)

**大阪市告示第108号**

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時休館について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成28年1月29日

大阪市長 吉村洋文

| 施設名         | 月 日                      |
|-------------|--------------------------|
| 大阪市立鶴見緑地プール | 平成28年2月1日(月)から同月29日(月)まで |

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)

**大阪市告示第109号**

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項及び大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項

の規定に基づき、供用時間の変更について承認したので、大阪市立体育館条例第3条第4項及び大阪市立プール条例第3条第3項の規定に基づき告示する。

平成28年1月29日

大阪市長 吉村洋文

| 施設名                    | 月 日                           | 供用時間                |
|------------------------|-------------------------------|---------------------|
| 大阪市立真田山プール<br>アイススケート場 | 平成28年2月2日(火)<br>から同月5日(金)まで   | 午前9時から午後6時<br>まで    |
|                        | 平成28年2月6日(土)<br>から同月7日(日)まで   | 午前8時30分から午後<br>6時まで |
|                        | 平成28年2月9日(火)<br>から同月10日(水)まで  | 午前9時から午後6時<br>まで    |
|                        | 平成28年2月11日(木)                 | 午前8時30分から午後<br>6時まで |
|                        | 平成28年2月12日(金)                 | 午前9時から午後6時<br>まで    |
|                        | 平成28年2月13日(土)<br>から同月14日(日)まで | 午前8時30分から午後<br>6時まで |
|                        | 平成28年2月16日(火)<br>から同月19日(金)まで | 午前9時から午後6時<br>まで    |
|                        | 平成28年2月20日(土)<br>から同月21日(日)まで | 午前8時30分から午後<br>6時まで |
|                        | 平成28年2月23日(火)<br>から同月26日(金)まで | 午前9時から午後6時<br>まで    |
|                        | 平成28年2月27日(土)<br>から同月28日(日)まで | 午前8時30分から午後<br>6時まで |
|                        | 平成28年3月1日(火)<br>から同月4日(金)まで   | 午前9時から午後6時<br>まで    |
|                        | 平成28年3月5日(土)<br>から同月6日(日)まで   | 午前8時30分から午後<br>6時まで |
|                        | 平成28年3月8日(火)<br>から同月10日(木)まで  | 午前9時から午後6時<br>まで    |

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)

#### 大阪市告示第110号

次の施設について、大阪市立プール条例(昭和49年大阪市条例第41号)第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条第

3項の規定に基づき告示する。

平成28年1月29日

大阪市長 吉村洋文

| 施設名                    | 月 日          | 供用時間      |
|------------------------|--------------|-----------|
| 大阪市立西成屋内プール<br>トレーニング場 | 平成28年2月8日(月) | 午後6時から午後9 |
|                        | 平成28年3月7日(月) | 時まで       |

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)

### 大阪市告示第111号

次の施設について、大阪市立プール条例(昭和49年大阪市条例第41号)第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成28年1月29日

大阪市長 吉村洋文

| 施設名                    | 月 日           | 供用時間              |
|------------------------|---------------|-------------------|
| 大阪市立平野屋内プール<br>トレーニング場 | 平成28年2月15日(月) | 午前10時から午後<br>1時まで |

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)

### 大阪市告示第112号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

なお、申請書に添付された定款、役員名簿、設立趣旨書、事業計画書及び活動予算書については、申請書を受理した日から2か月間、大阪市市民局区政支援室市民活動支援担当において、公衆の縦覧に供する。

平成28年1月29日

大阪市長 吉村洋文

| 申請に係る特定非営利活動法人に係る事項 |                                              |
|---------------------|----------------------------------------------|
| 申請のあった年月日           | 平成27年12月10日                                  |
| 申請書を受理した日           | 平成28年1月6日                                    |
| 名 称                 | 特定非営利活動法人燈奏会                                 |
| 代表者の氏名              | 中尾 勇                                         |
| 主たる事務所の所在地          | 大阪市住吉区荻田9丁目14番7-505号                         |
| 定款に記載された目的          | この法人は、高齢又は障がいのため、一般就労が困難な方々や日常生活において、不自由や制約を |

課せられている方々に対し、自立につながる様々な支援を行うとともに、活用できる制度や、利用できる施設等の情報提供を行い、高齢者、障がい者すべての方々がお互いを尊重しあう社会の実現に寄与することを目的とする。

(市民局区政支援室市民活動支援担当)

### 大阪市告示第113号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

なお、申請書に添付された定款、事業計画書及び活動予算書については、申請書を受理した日から2か月間、大阪市市民局区政支援室市民活動支援担当において、公衆の縦覧に供する。

平成28年1月29日

大阪市長 吉村洋文

| 申請に係る特定非営利活動法人に係る事項 |                                                                                                           |
|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 申請のあった年月日           | 平成27年12月4日                                                                                                |
| 申請書を受理した日           | 平成28年1月6日                                                                                                 |
| 名称                  | 特定非営利活動法人ほっと。                                                                                             |
| 代表者の氏名              | 三家節子                                                                                                      |
| 主たる事務所の所在地          | 大阪市都島区都島中通3丁目17番6号グランドウエ301号室                                                                             |
| 定款に記載された目的          | この法人は、子ども、障害者、高齢者がいきいきと地域で住み続けるための支援を行い、安心して豊かに生活できる事業を行うことによって、ノーマライゼーションの実現と住みやすい社会をつくることに寄与することを目的とする。 |
| 申請のあった年月日           | 平成27年11月25日                                                                                               |
| 申請書を受理した日           | 平成28年1月12日                                                                                                |
| 名称                  | 特定非営利活動法人なにわ和楽日の会                                                                                         |
| 代表者の氏名              | 家常恵                                                                                                       |
| 主たる事務所の所在地          | 大阪府中央区谷町7丁目4番15号大阪府社会福祉会館内                                                                                |
| 定款に記載された目的          | この法人は、高齢者や障がい者に対して、公的制度の枠を超えたサービスに関する事業を行うことで、住み慣れた地域で安心して過ごすことができ                                        |

|            |                                                                                                                                           |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|            | るよう寄与することを目的とする。                                                                                                                          |
| 申請のあった年月日  | 平成27年12月18日                                                                                                                               |
| 申請書を受理した日  | 平成28年1月12日                                                                                                                                |
| 名 称        | 特定非営利活動法人スカイ・ラヴ                                                                                                                           |
| 代表者の氏名     | 堀川 清司                                                                                                                                     |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪市平野区瓜破2丁目1-64 平野ビル301                                                                                                                   |
| 定款に記載された目的 | この法人は、高齢者・障害者の積極的な地域社会への参加を促進する事をテーマとし、障害者就労支援事業、高齢者・障害者の雇用開発と就業能力開発事業、地域発信型の文化・芸術事業を行うことにより、創造的で文化的な豊かなまちづくりと地域コミュニティーの活性化に寄与することを目的とする。 |
| 申請のあった年月日  | 平成27年12月22日                                                                                                                               |
| 申請書を受理した日  | 平成28年1月12日                                                                                                                                |
| 名 称        | 特定非営利活動法人日本ベジタリアン協会                                                                                                                       |
| 代表者の氏名     | 垣本 充                                                                                                                                      |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪市淀川区宮原1丁目19-23ステュディオ新御堂410号室                                                                                                            |
| 定款に記載された目的 | この法人は、菜食とそれに関連した健康、栄養、倫理、生命の尊厳、動物愛護、環境保全、発展途上国の飢餓などの問題に関する啓発や奉仕、並びに学術研究の発展に資することを目的とし、菜食に関心のある人々に必要な知識や実践方法を広め、共有していくためのネットワークづくりを行う。     |

(市民局区政支援室市民活動支援担当)

### 大阪市告示第114号

大阪市市税条例の一部を改正する条例（平成27年10月13日大阪市条例第93号）による改正前の大阪市市税条例（昭和29年大阪市条例第16号）第35条の3第6項の規定により、指定寄附金等を受領する法人から法人の所在地の変更の届出があったので、大阪市市税条例第35条の3第9項の規定により、告示する。

平成28年1月29日

大阪市長 吉村洋文

| 法人の名称 |           | 法人の主たる事務所<br>又は事業所の所在地 | 変更年月日          |
|-------|-----------|------------------------|----------------|
| 変更前   | 公益財団法人 日本 | 東京都渋谷区恵比寿一丁目13番6号      | 平成27年<br>4月17日 |
| 変更後   | ライフ協会     | 東京都港区芝四丁目11番3号         |                |

(財政局税務部課税課)

### 大阪市告示第115号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成28年1月29日

大阪市長 吉村洋文

#### 1 担当部局

〒552-0007 大阪市港区弁天1丁目2番1 - 1300号 オーク200 1番街  
 大阪市契約管財局契約部契約課物品契約グループ  
 電話 06-4395-7161

#### 2 入札に付する事項

- (1) 長期借入物品及び予定数量  
 教職員情報システム用サーバ機器等 長期借入  
 (電子入札対象案件)
- (2) 長期借入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 借入期間 平成29年1月1日(日)から平成33年12月31日(金)まで
- (4) 借入場所 入札説明書による。

#### 3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請(以下「資格審査申請」という。)を担当部局(1に同じ。)に行えば当該審査を行う。

ただし、平成28年2月15日(月)までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けてい

ないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと

- (4) 平成27・28年度本市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「12 賃貸：02 事務用品賃貸：02 情報処理用機器(158)」で登録していること
- (5) 当該物品又はこれと類似する物品についての賃貸借契約の実績がある賃貸業の者であること
- (6) 仕様書記載の条件を満たす納入予定物品諸元書の提出ができること
- (7) 機器の据付、接続及び調整が実施可能な体制が整備されていることを示した書類の提出ができること
- (8) 仕様書記載のインストール作業ができることを示した書類の提出ができること
- (9) 仕様書記載の要件を満たす納入予定物品に対するアフターサービス・メンテナンス等の体制が整備されていることを示した書類の提出ができること
- (10) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)が認定するプライバシーマーク制度の認定を受けていること、もしくはISO/IEC27001、JISQ27001の認証を受けていることを証明する書類の写しの提出ができること

#### 4 入札説明書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先 大阪市電子入札システム（以下「システム」という。）上及び担当部局（1に同じ。）
- (2) 入札説明書等の交付方法 公告の日から平成28年2月15日（月）まで無償により交付する。
- (3) 入札参加申請書等の受付期間 公告の日から平成28年2月15日（月）午後5時まで
- (4) 入札参加申請書等の受付場所 入札説明書による。

#### 5 入札執行の日時等

- (1) 電子入札による場合
  - ① 入札書受付期間 平成28年3月28日（月）から同月29日（火）までの午前9時から午後5時まで
  - ② 開札予定日時 平成28年3月30日（水）午前11時30分
  - ③ 場所 システム上とする。
- (2) 紙入札による場合
  - ① 入札書受付期間 平成28年3月30日（水）午前11時から午前11時30分まで
  - ② 開札予定日時 平成28年3月30日（水）午前11時30分
  - ③ 場所 大阪市契約管財局入札室（1に同じ。）

ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。）第25条第2項に規定する郵便等による入札の場合は平成28年3月29日（火）午後5時までに必着のこと

#### 6 入札保証金等

- (1) 入札保証金（見積った契約希望金額の100分の3以上） 免除  
ただし、正当な理由がなく契約を締結しないときは、落札金額（入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（単価契約にあつては、落札金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあつては、落札金額を1年当たりの額に換算した額））の100分の3に相当する違約金を徴収する。
- (2) 契約保証金 要  
ただし、契約規則第37条第1項の規定に該当する場合は免除する。
- (3) 保証人 不要
- (4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

#### 7 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本公告に示した入札参加申請書等を平成28年2月15日（月）午後5時までに受付場所に、指定した方法にて必着のこと

なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

提出された証明書等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

#### 8 入札の無効

契約規則第28条第1項の規定に該当する入札は無効とする。

なお、開札後、落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

#### 9 その他

- (1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) 契約の締結は、平成28年度予算が発効したときとする。
- (3) この調達は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に該当する長期継続契約案件である。
- (4) 落札の決定から契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたとき、または、契約規則第32条第2項の規定により、契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあることその他の理由により著しく不相当であると認められるときは、契約の締結を行わないものとする。
- (5) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (6) 詳細は入札説明書による。

## 10 Summary

- (1) Nature and estimated quantity of the products to be leased:  
Server apparatus of information systems for teachers and school staffs 1set
- (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:  
5:00PM, 15 February 2016
- (3) The date and time for the submission of tenders:
  - ① on the Osaka City Electronic Tender System:  
from 9:00AM, 28 March 2016 to 5:00PM, 29 March 2016
  - ② in person: from 11:00AM to 11:30AM, 30 March 2016
  - ③ by post: 5:00PM, 29 March 2016
- (4) A contact point where tender documents are available:  
Contracts Division, Contracts and Property Management Bureau,  
The City of Osaka 2-1-1300, Benten 1-chome, Minato-ku, Osaka 552-0007, TEL06-4395-7161

(契約管財局契約部契約課)

  
**大阪市告示第116号**

大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第8条に定める、工事請負、物品の買入れ、借入れその他の契約（政府調達協定の適用を受けるものを除く。）に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「入札」という。）に参加しようとする者の平成28年度随時申請における資格審査の申請方法は次のとおりとする。

平成28年1月29日

大阪市長 吉村洋文

**第1 資格審査の申請時期及び方法（随時申請）**

工事請負、物品の買入れ、借入れその他の契約に係る入札に参加しようとする者は、次の申請時期に、業者登録システム（本市が行う入札参加資格審査に関する事務を電子情報処理組織（本市の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と入札に参加しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）により処理する情報処理システムをいう。以下同じ。）による入札参加資格審査の申請を行なわなければならない。

また、上記の手続き後、第2に掲げる書類を提出しなければならない。

**1 申請時期**

- (1) 工事請負、物品の買入れ、借入れその他の契約（測量・建設コンサルタント等を除く。）

| 申請期間                | 承認年月日      |
|---------------------|------------|
| 平成28年3月1日から同月31日まで  | 平成28年5月2日  |
| 平成28年4月1日から同月30日まで  | 平成28年6月1日  |
| 平成28年5月1日から同月31日まで  | 平成28年7月1日  |
| 平成28年6月1日から同月30日まで  | 平成28年8月1日  |
| 平成28年7月1日から同月31日まで  | 平成28年9月1日  |
| 平成28年8月1日から同月31日まで  | 平成28年10月3日 |
| 平成28年9月1日から同月30日まで  | 平成28年11月1日 |
| 平成28年10月1日から同月31日まで | 平成28年12月1日 |
| 平成28年11月1日から同月30日まで | 平成29年1月4日  |
| 平成28年12月1日から同月31日まで | 平成29年2月1日  |
| 平成29年1月1日から同月31日まで  | 平成29年3月1日  |

ただし、大阪市の休日を定める条例（平成3年大阪市条例第42号）第1条に掲げる本市の休日（以下「本市の休日」という。）を除く。

(2) 測量・建設コンサルタント等

| 申請期間                | 承認年月日      |
|---------------------|------------|
| 平成28年4月1日から同月30日まで  | 平成28年6月1日  |
| 平成28年5月1日から同月31日まで  | 平成28年7月1日  |
| 平成28年6月1日から同月30日まで  | 平成28年8月1日  |
| 平成28年7月1日から同月31日まで  | 平成28年9月1日  |
| 平成28年8月1日から同月31日まで  | 平成28年10月3日 |
| 平成28年9月1日から同月30日まで  | 平成28年11月1日 |
| 平成28年10月1日から同月31日まで | 平成28年12月1日 |
| 平成28年11月1日から同月30日まで | 平成29年1月4日  |
| 平成28年12月1日から同月31日まで | 平成29年2月1日  |
| 平成29年1月1日から同月31日まで  | 平成29年3月1日  |

ただし、本市の休日を除く。

2 申請方法

次のホームページアドレスから申請を行わなければならない。また、第2に掲げる提出書類を申請日の翌月の7日（7日目が本市の休日にあたる場合は、本市の休日を除いた翌日）までに必着するよう次の提出先まで送付又は持参しなければならない。ただし、申請時間及び提出時間は午前9時から午後5時30分までとする。

ホームページアドレス <http://www.keiyaku.city.osaka.lg.jp/>

提出先 〒552-0007 大阪市港区弁天1丁目2番1-1300号

○ 工事請負

大阪市契約管財局契約部契約課工事契約グループ

○ 物品供給等

大阪市契約管財局契約部契約課物品契約グループ

○ 業務委託、測量・建設コンサルタント等  
大阪市契約管財局契約部契約課業務委託グループ

第2 提出書類

- 1 使用印鑑届（入札・見積、契約の締結、契約代金の請求・受領等に使用する印鑑を届けるもの）
- 2 印鑑証明書及び印鑑登録証明書（法人にあっては代表者、個人にあっては本人のもの。申請日より3か月以内に発行されたもの）
- 3 営業所所在地等報告書（工事請負のみ）

第3 有資格者への通知及び公表

資格審査の結果、入札参加資格を有すると認めた申請者に対しては、第1に定めた申請期間ごとの承認年月日に入札参加資格の承認を業者登録システムにより通知するとともに大阪市電子調達システムホームページ上で公表する。

第4 承認期間

- 1 工事請負、物品の買入れ、借入れその他の契約（測量・建設コンサルタント等を除く。）  
第1の各承認年月日から平成29年3月31日までとする。
- 2 測量・建設コンサルタント等  
第1の各承認年月日から平成30年3月31日までとする。

大阪市告示第117号

大阪市が発注する政府調達協定の適用を受ける平成28年度における工事請負の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「入札」という。）に参加しようとする者に必要な資格並びに資格審査の申請時期及び申請方法は次のとおりとする。

平成28年1月29日

大阪市長 吉村洋文

第1 入札参加者の資格

- 1 工事請負の契約に係る入札に参加しようとする者は、次の各号に掲げる資格を備えている者（同項第2号及び第3号に掲げる資格については、同号に規定する税の納税義務を有する者に限る。）でなければならない。ただし、入札参加資格審査の申請の際、入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）若しくは添付書類の重要な事項について虚偽の申請をし、又は重要な事実について申請をしなかった者に対しては、入札参加資格の承認を受けることができない。また、承認後に発覚した場合には、資格を取り消すことがある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しないこと

- (2) 大阪市税及び大阪府税に係る徴収金を完納していること
  - (3) 消費税及び地方消費税を完納していること
  - (4) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険に事業主として加入していること。ただし、各保険について法令で適用が除外されている場合を除く。
  - (5) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受け、及び同法第27条の23第2項に規定する経営事項審査を受けている者であること
  - (6) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
  - (7) 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
  - (8) 経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと（会社更生法に基づく更生手続開始の決定、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けたものを除く。）
- 2 工事請負の契約に係る入札参加資格及び測量・建設コンサルタント等の契約に係る入札参加資格を同時に有することはできない。

## 第2 資格審査の申請時期及び申請方法

工事請負の契約に係る入札に参加しようとする者は、次の申請時期に、申請書及び告示する案件ごとに定める書類を提出しなければならない。

### 1 申請時期

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

ただし、告示する案件ごとに定められた申請期間内に申請する必要がある。また、大阪市の休日を定める条例（平成3年大阪市条例第42号）第1条に掲げる休日を除く。

### 2 申請方法

申請書及び告示する案件ごとに定める書類を申請期間内に必着するように、次に定める提出先へ送付又は持参しなければならない。この期間内に到着しなかった申請書（添付書類を含む。）は受付できないものとする。ただし、申請時間は午前9時から午後5時30分までとする。

提出先

〒552-0007 大阪市港区弁天1丁目2番1-1300号

大阪市契約管財局契約部契約課工事契約グループ

## 第3 有資格者への通知

資格審査の結果、入札参加資格を有すると認めた申請者に対しては告示する案件ごとに入札参加資格の承認を通知する。なお、承認期間は当該案件に係る入札手続期間とする。

## 第4 申請用紙の入手方法

次の配布期間に、以下の配布場所での無償配布とする。

- 1 配布期間  
第2第1項の申請時期と同じ。
- 2 配布場所  
〒552-0007 大阪市港区弁天1丁目2番1-1300号  
大阪市契約管財局契約部契約課工事契約グループ

### 大阪市告示第118号

大阪市が発注する政府調達協定の適用を受ける平成28年度における物品の買入れ、借入れその他の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「入札」という。）に参加しようとする者に必要な資格並びに資格審査の申請時期及び申請方法は次のとおりとする。

平成28年1月29日

大阪市長 吉村洋文

#### 第1 入札参加者の資格

- 1 物品の買入れ、借入れその他の契約に係る入札に参加しようとする者は、次の各号に掲げる資格を備えている者（同項第2号及び第3号に掲げる資格については、同号に規定する税の納税義務を有する者に限る。）でなければならない。ただし、入札参加資格審査の申請の際、入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）若しくは添付書類の重要な事項について虚偽の申請をし、又は重要な事実について申請をしなかった者にあつては、入札参加資格の承認を受けることができない。また、承認後に発覚した場合には、資格を取り消すことがある。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しないこと
  - (2) 大阪市税及び大阪府税に係る徴収金を完納していること。ただし、大阪府内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること
  - (3) 消費税及び地方消費税を完納していること
  - (4) 法人にあつては登録種目を法人の目的としていることが、登記事項証明書（登記簿謄本）により確認できること
  - (5) 法令等の規定により、営業について免許、許可又は登録を要する場合は資格審査申請時において、当該免許、許可又は登録を受けていること
  - (6) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
  - (7) 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
  - (8) 経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと（会社更生法

に基づく更正手続開始の決定、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けたものを除く。)

- 2 測量・建設コンサルタント等の契約に係る入札参加資格及び工事請負の契約に係る入札参加資格を同時に有することはできない。

## 第2 資格審査の申請時期及び申請方法

物品の買入れ、借入れその他の契約に係る入札に参加しようとする者は、次の申請時期に、申請書及び告示する案件ごとに定める書類を提出しなければならない。

### 1 申請時期

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

ただし、告示する案件ごとに定められた申請期間内に申請する必要がある。また、大阪市の休日を定める条例（平成3年大阪市条例第42号）第1条に掲げる休日を除く。

### 2 申請方法

申請書及び告示する案件ごとに定める書類を申請期間内に必着するように、次に定める提出場所へ送付又は持参しなければならない。この期間内に到着しなかった申請書（添付書類を含む。）は受付できないものとする。ただし、申請時間は午前9時から午後5時30分までとする。

提出先

〒552-0007 大阪市港区弁天1丁目2番1-1300号

- 物品供給等

大阪市契約管財局契約部契約課物品契約グループ

- 業務委託、測量・建設コンサルタント等

大阪市契約管財局契約部契約課業務委託グループ

## 第3 有資格者への通知

資格審査の結果、入札参加資格を有すると認めた申請者に対しては告示する案件ごとに入札参加資格の承認を通知する。なお、承認期間は当該案件に係る入札手続期間とする。

## 第4 申請用紙の入手方法

次の配布期間に、以下の配布窓口での無償配布とする。

### 1 配布期間

第2第1項の申請時期と同じ。

### 2 配布場所

〒552-0007 大阪市港区弁天1丁目2番1-1300号

- 物品供給等

大阪市契約管財局契約部契約課物品契約グループ

- 業務委託、測量・建設コンサルタント等

大阪市契約管財局契約部契約課業務委託グループ

### 大阪市告示119号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定に基づき、次の事業計画のある道路を、2年以内にその事業が執行される予定のものとして指定した。

その関係図書は、大阪市都市計画局建築指導部建築企画課において一般の縦覧に供する。

平成28年1月29日

大阪市長 吉村洋文

| 名 称                 | 指 定 区 間          |                  | 道路幅員   | 道路延長    |
|---------------------|------------------|------------------|--------|---------|
|                     | 起 点              | 終 点              |        |         |
| 大阪都市計画道路<br>河堀口舎利寺線 | 生野区生野東<br>1丁目18番 | 生野区生野東<br>1丁目3番5 | 15.00m | 220.00m |

（都市計画局建築指導部建築企画課）

### 大阪市告示第120号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成28年1月29日

大阪市長 吉村洋文

①事業者の名称又は氏名 ②事業所の名称及び所在地 ③指定年月日 ④サービスの種類

①株式会社クレア ②訪問介護らんらんサポート 大阪市城東区野江二丁目11番17号 ③平成28年1月1日 ④訪問介護

①社会福祉法人イエス団 ②訪問介護事業所ガーデン天使ノア 大阪市此花区西九条三丁目6番2号 クラウンスクエア202号室 ③平成28年1月1日 ④訪問介護

①株式会社エース ②エース 大阪市都島区御幸町一丁目5番21号 アルファ都島ビル3F ③平成28年1月1日 ④訪問介護

①株式会社nCS ②リハビリデイサービスnagomi平野店 大阪市平野区长吉出戸七丁目4番24号 ③平成28年1月1日 ④通所介護

①有限会社サクセスホーム ②リハテラス鶴見 大阪市鶴見区横堤四丁目20番21号 グリーンマンション1F ③平成28年1月1日 ④通所介護

①合同会社アクティブケアライフ ②合同会社アクティブケアライフ 大阪市此花区梅香三丁目11番4号1F ③平成28年1月1日 ④訪問介護

①合同会社あうん ②リハビリデイサービスあ・うん 大阪市生野区林寺三丁目4番4号 ③平成28年1月1日 ④通所介護

- ①合同会社SevenO ②WOODSTOCKII 大阪市東淀川区豊里五丁目9番3号 グラントピア101号室 ③平成28年1月1日 ④福祉用具貸与・特定福祉用具販売
- ①株式会社旭大理石工作所 ②デイサービスにしき 大阪市旭区中宮一丁目9番23号 ③平成28年1月1日 ④通所介護
- ①社会福祉法人まんてん ②まんてん蒲生の家 大阪市城東区今福南四丁目15番33号 ③平成28年1月1日 ④通所介護
- ①有限会社菜の花 ②よりあい処菜の花 大阪市生野区勝山北二丁目11番22号 ③平成28年1月1日 ④通所介護
- ①株式会社登美家 ②やわらぎ卓球デイサービス 大阪市北区池田町6番10号 ファインファーストビル401 ③平成28年1月1日 ④通所介護
- ①株式会社アンジュ ②介護センターアンジュ 大阪市西成区鶴見橋二丁目12番33号 めぐみコーポ203 ③平成28年1月1日 ④訪問介護
- ①有限会社ユウ・アイ ②ユウ・アイ介護サービス大阪 大阪市生野区巽中二丁目22番3号 ③平成28年1月1日 ④訪問介護
- ①株式会社こばやしメディカルサポート ②いおりケア城北 大阪市旭区中宮五丁目2番26号 ③平成28年1月1日 ④訪問介護
- ①特定非営利活動法人み・らいず ②ヘルプセンターと・らいず 大阪市住之江区南加賀屋四丁目4番19号 ③平成28年1月1日 ④訪問介護
- ①株式会社west ②ありびお訪問介護 大阪市都島区都島本通二丁目11番8号 アベニール都島804号室 ③平成28年1月1日 ④訪問介護
- ①lua合同会社 ②ヘルパーステーションカラー 大阪市天王寺区堂ヶ芝一丁目3番34号 プレアデス堂ヶ芝201 ③平成28年1月1日 ④訪問介護
- ①合同会社MARU介護サービス ②MARU介護サービス 大阪市西成区天神ノ森一丁目4番2号 ③平成28年1月1日 ④訪問介護
- ①株式会社MOTOSHITA ②愛の手訪問看護ステーション 大阪市住之江区北島二丁目5番35号 ③平成28年1月1日 ④訪問看護
- ①有限会社ティアンドエイ ②ケアスマイル 大阪市住之江区浜口東二丁目7番25号 トクブチビル2F ③平成28年1月1日 ④訪問介護
- ①株式会社ユウキ ②まどか訪問介護 大阪市平野区喜連東一丁目7番32号 島田マンション1階店舗・事務所南側 ③平成28年1月1日 ④訪問介護  
(福祉局高齢者施策部介護保険課)

#### 大阪市告示第121号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第78条の規定により公示する。

平成28年1月29日

大阪市長 吉村洋文

①事業者の名称又は氏名 ②事業所の名称及び所在地 ③廃止年月日 ④サービスの種類

①株式会社サンライフ ②デイサービスたいよう 大阪市東成区大今里西一丁目11番22号 ③平成26年10月31日 ④通所介護

①一般財団法人全国高齢者専用賃貸住宅機構 ②青空ケアサービス 大阪市中央区島町一丁目1番1号 島町ビル6階 ③平成27年12月31日 ④福祉用具貸与・特定福祉用具販売

①社会福祉法人ヒューマンライツ福祉協会 ②ヒューマン援護福祉プラザ 大阪市西成区萩之茶屋一丁目2番15号 コミュニティハウス萩1階 ③平成27年12月19日 ④訪問介護

①株式会社タカラ ②タカラウエルネス 大阪市住之江区御崎六丁目1番3号 ③平成27年12月17日 ④福祉用具貸与・特定福祉用具販売

①株式会社ジャパンエステイト ②ルーチェ平野デイサービスセンター 大阪市平野区加美西二丁目3番10号 ③平成27年12月31日 ④通所介護

①株式会社カシウル ②ポカポ館 大阪市都島区都島中通二丁目7番17号 ③平成27年12月31日 ④訪問介護

①有限会社アベニュー ②デイサービスアベニュー 大阪市大正区千島三丁目21番19号 ③平成27年12月14日 ④通所介護

①株式会社ひふみ苑 ②ヘルパーステーションひふみ 大阪市北区天満二丁目1番27号 空心一ビル2F ③平成27年11月30日 ④訪問介護

①株式会社ひふみ苑 ②ひふみ苑天満橋デイサービスセンター 大阪市北区天満二丁目1番25号 ひふみ苑天満橋1F ③平成27年11月30日 ④通所介護

①アミコ株式会社 ②アミコ愛・あい・デイサービス 大阪市住吉区清水丘三丁目14番2号 ③平成27年11月30日 ④通所介護

①株式会社わたぼうし ②わたぼうしケアセンター西成 大阪市西成区潮路一丁目7番8号 三井ビル5階 ③平成27年12月1日 ④訪問介護

①株式会社と・らいず ②ヘルプセンターと・らいず 大阪市住之江区南加賀屋4-4-19 ③平成27年12月31日 ④訪問介護

①アースサポート株式会社 ②アースサポート大阪淀川 大阪市淀川区十三東一丁目17番21号 ③平成27年12月31日 ④福祉用具貸与・特定福祉用具販売

①株式会社月桂舎 ②月桂舎ヘルパーステーション東淀川 大阪市東淀川区淡路四丁目10番15号 中野マンション1階 ③平成27年11月30日 ④訪問介護

①有限会社ライズ住宅販売 ②訪問介護ライズケアサービス 大阪市住吉区長居東四丁目14番10号 常盤マンション103号室 ③平成27年12月31日 ④訪問介護

①合同会社Libra ②清水丘リハビリデイサービス 大阪市住吉区清水丘二丁目19番3号 ③平成27年12月29日 ④通所介護

①株式会社旭陽メディカル ②デイサービス旭陽 大阪市旭区大宮一丁目10番8号 ③平成27年12月15日 ④通所介護

①株式会社オーテック板倉 ②優香介護サービス 大阪市都島区御幸町一丁目

- 4番27号 ③平成27年12月28日 ④福祉用具貸与・特定福祉用具販売
- ①株式会社ケア21 ②ケア21姫島 大阪市西淀川区姫島一丁目21番11号 英光ビル2階C号室 ③平成27年12月31日 ④訪問介護
- ①株式会社N・フィールド ②ヘルパーステーション デューン 大阪市城東区天王田10番30号 ③平成27年12月31日 ④訪問介護
- ①株式会社スマイルファクトリー ②リハビリデイサービス nagomi 平野店 大阪市平野区长吉出戸七丁目4番24号 ③平成27年12月31日 ④通所介護
- ①株式会社コントラクト・ディスクリプション ②ケアステーションC-LOVER 大阪市西区江戸堀一丁目4番21号 日宝肥後橋中央ビル503号室 ③平成27年12月31日 ④訪問介護

(福祉局高齢者施策部介護保険課)

#### 大阪市告示第122号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定により、指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第78条の11の規定により公示する。

平成28年1月29日

大阪市長 吉村洋文

- ①事業者の名称 ②事業所の名称及び所在地 ③指定年月日 ④サービスの種類
- ①一般財団法人淀川勤労者厚生協会 ②看護小規模多機能らくらく 大阪市西淀川区御幣島四丁目3番22号 ③平成28年1月1日 ④看護小規模多機能型居宅介護

(福祉局高齢者施策部介護保険課)

#### 大阪市告示第123号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定により、指定地域密着型サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11の規定により公示する。

平成28年1月29日

大阪市長 吉村洋文

- ①事業者の名称 ②事業所の名称及び所在地 ③廃止年月日 ④サービスの種類
- ①特定非営利活動法人樹 ②蒲生の家今福本店 大阪市城東区今福南四丁目15番33号 ③平成27年12月31日 ④認知症対応型通所介護

(福祉局高齢者施策部介護保険課)

## 大阪市告示第124号

介護保険法（平成9年法律第123号）第79条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条の規定により公示する。

平成28年1月29日

大阪市長 吉村洋文

①事業者の名称 ②事業所の名称及び所在地 ③指定年月日 ④サービスの種類

①株式会社フォレストケアサービス ②フォレストケアプランセンター 大阪市東成区中本五丁目13番7号 ③平成28年1月1日 ④居宅介護支援

①株式会社T&F ②ケアプランセンター山王あさひ 大阪市西成区山王二丁目5番17号 ③平成28年1月1日 ④居宅介護支援

①社会福祉法人優心会 ②ケアプランセンターこうのとり 大阪市平野区長吉長原東三丁目2番34号 グランドールF107号 ③平成28年1月1日 ④居宅介護支援

①株式会社ヒガワコーポレーション ②ケアプランセンター生活の樹 大阪市都島区高倉町三丁目2番31号 ③平成28年1月1日 ④居宅介護支援

①合同会社M a k i L a b ②えんじゅケアサポート 大阪市城東区鳴野西一丁目18番2号2階 ③平成28年1月1日 ④居宅介護支援

①社会福祉法人リベルタ ②ケアプランセンター白寿 大阪市旭区生江三丁目12番3号3階 ③平成28年1月1日 ④居宅介護支援

①有限会社ピュア介護サービス ②ケアプランセンターくるみ 大阪市城東区鳴野西一丁目6番21号 ③平成28年1月1日 ④居宅介護支援

①株式会社たいせい ②ケアプランセンターはるひ住之江 大阪市住之江区中加賀屋三丁目6番16号 山中ビル2階 ③平成28年1月1日 ④居宅介護支援

①株式会社W h i t e F o x ②タイガースケアプランセンター 大阪市住之江区浜口東二丁目7番25号 トラストマンション2F ③平成28年1月1日 ④居宅介護支援

①株式会社やまねメディカル ②なごやかケアプラン平野南 大阪市平野区平野南三丁目8番20号 ③平成28年1月1日 ④居宅介護支援

①合同会社MARU介護サービス ②MARUケアプランセンター 大阪市西成区天神ノ森一丁目4番2号 ③平成28年1月1日 ④居宅介護支援

①株式会社M O T O S H I T A ②愛の手ケアセンター 大阪市住之江区北島二丁目5番35号 ③平成28年1月1日 ④居宅介護支援

①有限会社ティアンドエイ ②ケアスマイル 大阪市住之江区浜口東二丁目7番25号 トクブチビル2F ③平成28年1月1日 ④居宅介護支援

①株式会社ユウキ ②まどか居宅介護 大阪市平野区喜連東一丁目7番32号 島田マンション1階店舗・事務所南側 ③平成28年1月1日 ④居宅介護支援

①医療法人富寿会 ②平野新生苑ケアセンター 大阪市平野区平野東一丁目8番29号 ③平成28年1月1日 ④居宅介護支援

①株式会社日本建商 ②エニシエケア新北野 大阪市淀川区新北野一丁目1番20号 高松ビル・アネックス2階 ③平成28年1月1日 ④居宅介護支援

①三井パソネル株式会社 ②まごころケアセンター 大阪市大正区平尾五丁目1番10号1階 ③平成28年1月1日 ④居宅介護支援

(福祉局高齢者施策部介護保険課)

### 大阪市告示第125号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援の事業の廃止の届出があったので、同法第85条の規定により公示する。

平成28年1月29日

大阪市長 吉村洋文

①事業者の名称 ②事業所の名称及び所在地 ③廃止年月日 ④サービスの種類

①医療法人富寿会 ②居宅介護支援事業所平野新生苑ケアセンター 大阪市平野区平野東一丁目8番29号 ③平成26年3月11日 ④居宅介護支援

①有限会社おりづる ②おりづるケアプランセンター 大阪市淀川区東三国六丁目12番11号 シティライフ8 1F103号 ③平成27年12月1日 ④居宅介護支援

①特定非営利活動法人リスペクトの会 ②リスペクトひらのケアプランセンター 大阪市平野区喜連三丁目2番5号 ③平成27年12月31日 ④居宅介護支援

①福寿興産有限会社 ②ケアプランセンター福寿のいえあびこ 大阪市住吉区我孫子西二丁目7番7号 2階 ③平成27年12月12日 ④居宅介護支援

①有限会社なでしこ ②ケアプラン寿 大阪市東住吉区湯里一丁目14番5号 ③平成27年12月31日 ④居宅介護支援

①社会福祉法人ヒューマンライツ福祉協会 ②ヒューマン援護福祉プラザ 大阪市西成区萩之茶屋一丁目2番15号 コミュニティハウス萩1階 ③平成27年12月19日 ④居宅介護支援

①株式会社ひふみ苑 ②ケアプランセンターひふみ 大阪市北区天満二丁目1番27号 空心一ビル2F ③平成27年11月30日 ④居宅介護支援

①株式会社わたぼうし ②わたぼうしケアセンター西成 大阪市西成区潮路一丁目7番8号 三井ビル5階 ③平成27年12月1日 ④居宅介護支援

①株式会社裕建設 ②ケアプランセンターダリア 大阪市大正区平尾四丁目7番12号1階3号 ③平成27年12月15日 ④居宅介護支援

①有限会社ライフケアステーションこむぎ ②ケアプランセンターこむぎ 大阪市住之江区北加賀屋二丁目8番19号2階 ③平成27年12月1日 ④居宅介護支援

- ①医療法人阪口クリニック ②医療法人阪口クリニック 大阪市淀川区東三国四丁目15番13号 ③平成27年12月31日 ④居宅介護支援
- ①有限会社ケアステーションみゆき ②ケアステーションみゆき 大阪市福島区鷺洲四丁目1-12-101 ③平成27年12月31日 ④居宅介護支援
- ①特定非営利活動法人エヌ ②にーどケアプランセンター城東 大阪市城東区鳴野西一丁目18番2号 ③平成27年12月31日 ④居宅介護支援
- (福祉局高齢者施策部介護保険課)

### 大阪市告示第126号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の2第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成28年1月29日

大阪市長 吉村洋文

- ①事業者の名称又は氏名 ②事業所の名称及び所在地 ③指定年月日 ④サービスの種類
- ①株式会社クレア ②訪問介護らんらんサポート 大阪市城東区野江二丁目11番17号 ③平成28年1月1日 ④介護予防訪問介護
- ①社会福祉法人イエス団 ②訪問介護事業所ガーデン天使ノア 大阪市此花区西九条三丁目6番2号 クラウンスクエア202号室 ③平成28年1月1日 ④介護予防訪問介護
- ①株式会社エース ②エース 大阪市都島区御幸町一丁目5番21号 アルファ都島ビル3F ③平成28年1月1日 ④介護予防訪問介護
- ①株式会社nCS ②リハビリデイサービスnagomi平野店 大阪市平野区长吉出戸七丁目4番24号 ③平成28年1月1日 ④介護予防通所介護
- ①有限会社サクセスホーム ②リハテラス鶴見 大阪市鶴見区横堤四丁目20番21号 グリーンマンション1F ③平成28年1月1日 ④介護予防通所介護
- ①合同会社あうん ②リハビリデイサービスあ・うん 大阪市生野区林寺三丁目4番4号 ③平成28年1月1日 ④介護予防通所介護
- ①合同会社アクティブケアライフ ②合同会社アクティブケアライフ 大阪市此花区梅香三丁目11番4号1F ③平成28年1月1日 ④介護予防訪問介護
- ①合同会社SevenO ②WOODSTOCKII 大阪市東淀川区豊里五丁目9番3号 グラントピア101号室 ③平成28年1月1日 ④介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売
- ①株式会社旭大理石工作所 ②デイサービスにしき 大阪市旭区中宮一丁目9番23号 ③平成28年1月1日 ④介護予防通所介護
- ①社会福祉法人まんてん ②まんてん蒲生の家 大阪市城東区今福南四丁目15番33号 ③平成28年1月1日 ④介護予防通所介護

- ①有限会社菜の花 ②よりあい処菜の花 大阪市生野区勝山北二丁目11番22号  
③平成28年1月1日 ④介護予防通所介護
- ①株式会社アンジュ ②介護センターアンジュ 大阪市西成区鶴見橋二丁目12番33号 めぐみコーポ203 ③平成28年1月1日 ④介護予防訪問介護
- ①有限会社ユウ・アイ ②ユウ・アイ介護サービス大阪 大阪市生野区巽中二丁目22番3号 ③平成28年1月1日 ④介護予防訪問介護
- ①株式会社こばやしメディカルサポート ②いおりケア城北 大阪市旭区中宮五丁目2番26号 ③平成28年1月1日 ④介護予防訪問介護
- ①特定非営利活動法人み・らいず ②ヘルプセンターと・らいず 大阪市住之江区南加賀屋四丁目4番19号 ③平成28年1月1日 ④介護予防訪問介護
- ①株式会社west ②ありびお訪問介護 大阪市都島区都島本通二丁目11番8号 アベニール都島804号室 ③平成28年1月1日 ④介護予防訪問介護
- ①l u a 合同会社 ②ヘルパーステーションカラー 大阪市天王寺区堂ヶ芝一丁目3番34号 プレアデス堂ヶ芝201 ③平成28年1月1日 ④介護予防訪問介護
- ①合同会社MARU介護サービス ②MARU介護サービス 大阪市西成区天神ノ森一丁目4番2号 ③平成28年1月1日 ④介護予防訪問介護
- ①株式会社MOTOSHITA ②愛の手訪問看護ステーション 大阪市住之江区北島二丁目5番35号 ③平成28年1月1日 ④介護予防訪問看護
- ①有限会社ティアンドエイ ②ケアスマイル 大阪市住之江区浜口東二丁目7番25号 トクブチビル2F ③平成28年1月1日 ④介護予防訪問介護
- ①株式会社ユウキ ②まどか訪問介護 大阪市平野区喜連東一丁目7番32号 島田マンション1階店舗・事務所南側 ③平成28年1月1日 ④介護予防訪問介護

(福祉局高齢者施策部介護保険課)

## 大阪市告示第127号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成28年1月29日

大阪市長 吉村洋文

- ①事業者の名称又は氏名 ②事業所の名称及び所在地 ③廃止年月日 ④サービスの種類
- ①株式会社サンライフ ②デイサービスたいよう 大阪市東成区大今里西一丁目11番22号 ③平成26年10月31日 ④介護予防通所介護
- ①一般財団法人全国高齢者専用賃貸住宅機構 ②青空ケアサービス 大阪市中央区島町一丁目1番1号 島町ビル6階 ③平成27年12月31日 ④介護予防福

## 社用具貸与・特定介護予防福祉用具販売

①社会福祉法人ヒューマンライツ福祉協会 ②ヒューマン援護福祉プラザ 大阪市西成区萩之茶屋一丁目2番15号 コミュニティハウス萩1階 ③平成27年12月19日 ④介護予防訪問介護

①株式会社タカラ ②タカラウェルネス 大阪市住之江区御崎六丁目1番3号 ③平成27年12月17日 ④介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売

①株式会社ジャパンエステイト ②ルーチェ平野デイサービスセンター 大阪市平野区加美西二丁目3番10号 ③平成27年12月31日 ④介護予防通所介護

①株式会社カシウル ②ポカポ館 大阪市都島区都島中通二丁目7番17号 ③平成27年12月31日 ④介護予防訪問介護

①有限会社アベニュー ②デイサービスアベニュー 大阪市大正区千島三丁目21番19号 ③平成27年12月14日 ④介護予防通所介護

①株式会社ひふみ苑 ②ヘルパーステーションひふみ 大阪市北区天満二丁目1番27号 空心ビル2F ③平成27年11月30日 ④介護予防訪問介護

①アミコ株式会社 ②アミコ愛・あい・デイサービス 大阪市住吉区清水丘三丁目14番2号 ③平成27年11月30日 ④介護予防通所介護

①株式会社わたぼうし ②わたぼうしケアセンター西成 大阪市西成区潮路一丁目7番8号 三井ビル5階 ③平成27年12月1日 ④介護予防訪問介護

①アースサポート株式会社 ②アースサポート大阪淀川 大阪市淀川区十三東一丁目17番21号 ③平成27年12月31日 ④介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売

①株式会社月桂舎 ②月桂舎ヘルパーステーション東淀川 大阪市東淀川区淡路四丁目10番15号 中野マンション1階 ③平成27年11月30日 ④介護予防訪問介護

①有限会社ライズ住宅販売 ②訪問介護ライズケアサービス 大阪市住吉区長居東四丁目14番10号 常盤マンション103号室 ③平成27年12月31日 ④介護予防訪問介護

①合同会社Libra ②清水丘リハビリデイサービス 大阪市住吉区清水丘二丁目19番3号 ③平成27年12月29日 ④介護予防通所介護

①株式会社旭陽メディカル ②デイサービス旭陽 大阪市旭区大宮一丁目10番8号 ③平成27年12月15日 ④介護予防通所介護

①株式会社オーテック板倉 ②優香介護サービス 大阪市都島区御幸町一丁目4番27号 ③平成27年12月28日 ④介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売

①株式会社ケア21 ②ケア21姫島 大阪市西淀川区姫島一丁目21番11号 英光ビル2階C号室 ③平成27年12月31日 ④介護予防訪問介護

①株式会社ひふみ苑 ②ひふみ苑天満橋デイサービスセンター 大阪市北区天満二丁目1番25号 ひふみ苑天満橋1F ③平成27年11月30日 ④介護予防通所介護

①株式会社N・フィールド ②ヘルパーステーション デューン 大阪市城東

区天王田10番30号 ③平成27年12月31日 ④介護予防訪問介護

①株式会社スマイルファクトリー ②リハビリデイサービスnagomi平野店 大阪市平野区长吉出戸七丁目4番24号 ③平成27年12月31日 ④介護予防通所介護

①株式会社コントラクト・ディスクリプション ②ケアステーションC-LOVER 大阪市西区江戸堀一丁目4番21号 日宝肥後橋中央ビル503号室 ③平成27年12月31日 ④介護予防訪問介護

(福祉局高齢者施策部介護保険課)

### 大阪市告示第128号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の15第2項の規定により、指定地域密着型介護予防サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第115条の20の規定により公示する。

平成28年1月29日

大阪市長 吉村洋文

①事業者の名称 ②事業所の名称及び所在地 ③廃止年月日 ④サービスの種類

①特定非営利活動法人樹 ②蒲生の家今福本店 大阪市城東区今福南四丁目15番33号 ③平成27年12月31日 ④介護予防認知症対応型通所介護

(福祉局高齢者施策部介護保険課)

### 大阪市告示第129号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定に基づき、平成26年大阪市告示第1476号で指定した特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。ただし、平成27年大阪市告示第288号で指定解除した区域を除く。）の一部の指定を解除する。

なお、詳細については、大阪市環境局環境管理部環境管理課に台帳を据え置いて縦覧に供する。

平成28年1月29日

大阪市長 吉村洋文

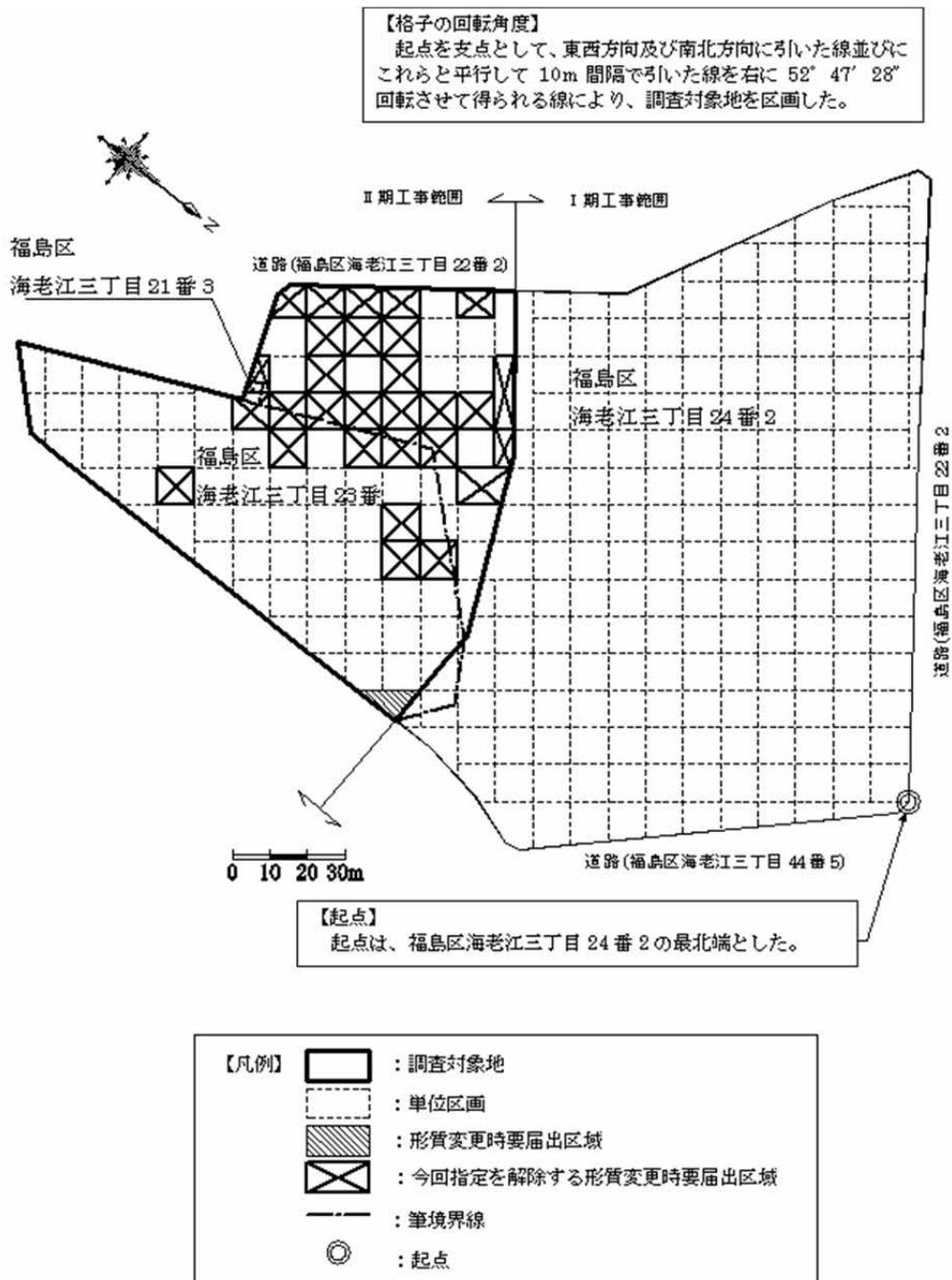
1 指定を一部解除する形質変更時要届出区域  
別図のとおり

(大阪市福島区海老江三丁目21番3、23番の一部、24番2の一部)

2 土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合しなかった特定有害物質の名称

- 六価クロム化合物、鉛及びその化合物
- 3 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合しなかった特定有害物質の名称
  - 六価クロム化合物、鉛及びその化合物
- 4 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置基準不適合土壤の掘削による除去

別紙



(環境局環境管理部環境管理課)

### 大阪市告示第130号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定に基づき、平成25年大阪市告示第85号で指定した特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。ただし、平成25年大阪市告示第657号及び第1077号で指定解除した区域を除く。）の全部の指定を解除する。

平成28年1月29日

大阪市長 吉村洋文

- 1 指定を全部解除する形質変更時要届出区域  
大阪市旭区赤川一丁目737番5の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合しなかった特定有害物質の名称  
鉛及びその化合物
- 3 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合しなかった特定有害物質の名称  
鉛及びその化合物
- 4 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置  
基準不適合土壌の掘削による除去

（環境局環境管理部環境管理課）

### 大阪市告示第131号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成28年1月29日

大阪市長 吉村洋文

次の道路上にある物件は、道路法第43条の規定に違反するので、平成28年2月12日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

| NO | 種類                 | 場所               |
|----|--------------------|------------------|
| 1  | 自動二輪車<br>(スズキ 黒色)  | 中央区法円坂1丁目5番先     |
| 2  | 普通自動車<br>(ニッサン 白色) | 東住吉区公園南矢田4丁目22番先 |
| 3  | 普通自動車<br>(ダイハツ 黒色) | 東淀川区豊里3丁目3番先     |

（建設局管理部路政課）

大阪市告示第132号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成28年1月29日

大阪市長 吉村洋文

次の道路上にある物件（現場において除却勧告書をはっている物件）は、道路法第43条の規定に違反するので、平成28年2月12日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

| 路線名     | 除却実施場所        | 物件    |
|---------|---------------|-------|
| 津守安立線   | 西成区橘3丁目19番先   | リヤカー  |
| 南久太郎町線  | 中央区久太郎町2丁目3番先 | リヤカー  |
| 港区第87号線 | 港区波除4丁目1番先    | 自転車用錠 |

（建設局管理部路政課）

大阪市告示第133号

市道の路線名を次のように変更する。

平成28年1月29日

大阪市長 吉村洋文

| 旧          | 新          |
|------------|------------|
| 東成区第1795号線 | 城東区第1795号線 |
| 東成区第921号線  | 鶴見区第921号線  |

（建設局管理部管理課）

大阪市告示第134号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次のように市道の一部を廃止する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

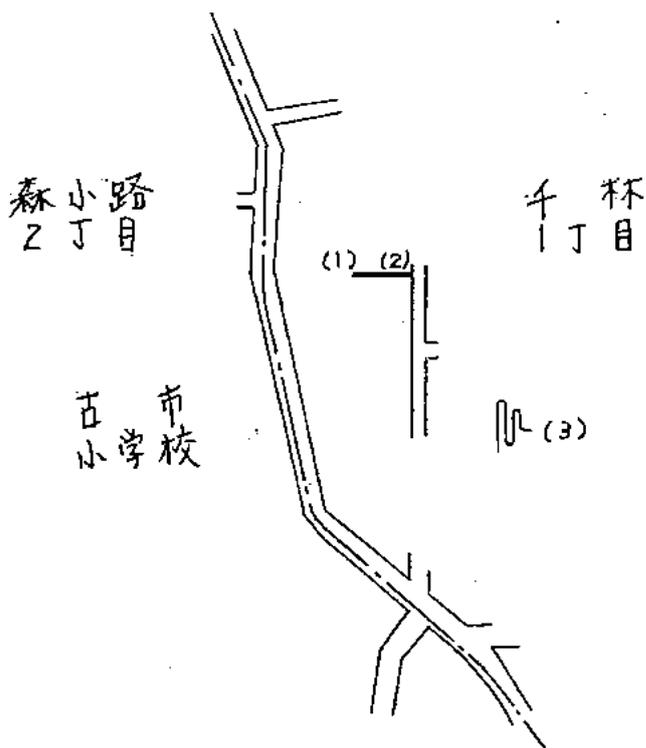
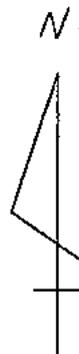
平成28年1月29日

大阪市長 吉村洋文

| 路線名                | 区 間                                                     | 廃止の期日 |
|--------------------|---------------------------------------------------------|-------|
| 旭 区<br>第1458号線     | 旭区千林1丁目75番の2地から<br>同区同 1丁目75番の2地まで<br>(参考図参照)           | 告示の日  |
| 城 東 区<br>第995号線    | 城東区新喜多東2丁目1041番の69地から<br>同 区同 2丁目1041番の69地まで<br>(参考図参照) | 告示の日  |
| 城 東 区<br>第1795号線   | 城東区新喜多2丁目1番の2地から<br>同 区同 2丁目1番の1地まで<br>(参考図参照)          | 告示の日  |
| 鶴 見 区<br>第921号線    | 鶴見区放出東3丁目249番の1地から<br>同 区同 3丁目249番の1地まで<br>(参考図参照)      | 告示の日  |
| 住 吉 区<br>第1327-1号線 | 住吉区苅田4丁目57番地から<br>同 区同 4丁目28番の2地先まで<br>(参考図参照)          | 告示の日  |

### 参考図

## 旭区



### 凡例

 廃止する部分

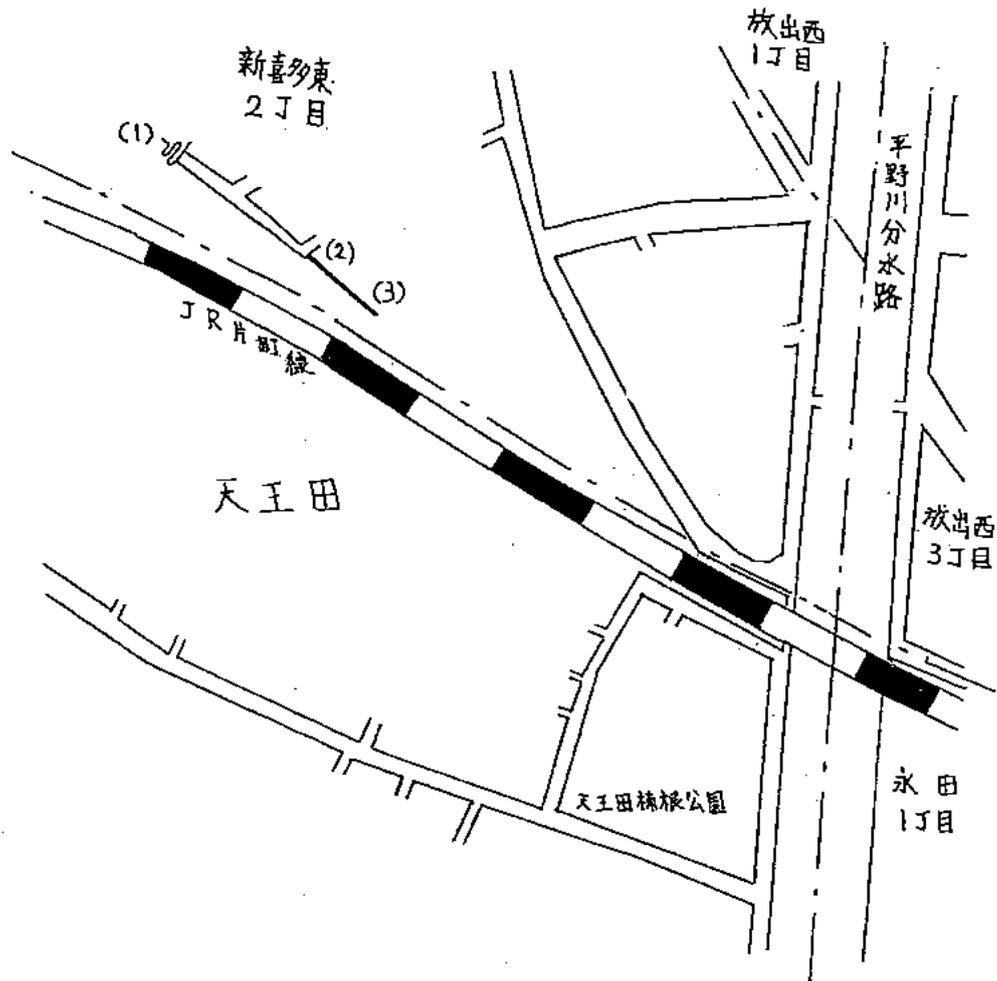
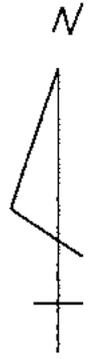
 町丁界

### 説明

旭区第1458号線 (1) (3) 間のうち (1) (2) 間を廃止する。

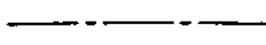
# 参考図

## 城東区



### 凡 例

 廃止する部分

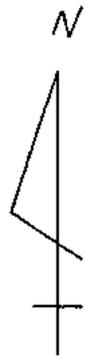
 町丁界

### 説 明

城東区第995号線 (1) (3) 間のうち (2) (3) 間を廃止する。

# 参考図

## 城東区



 廃止する部分

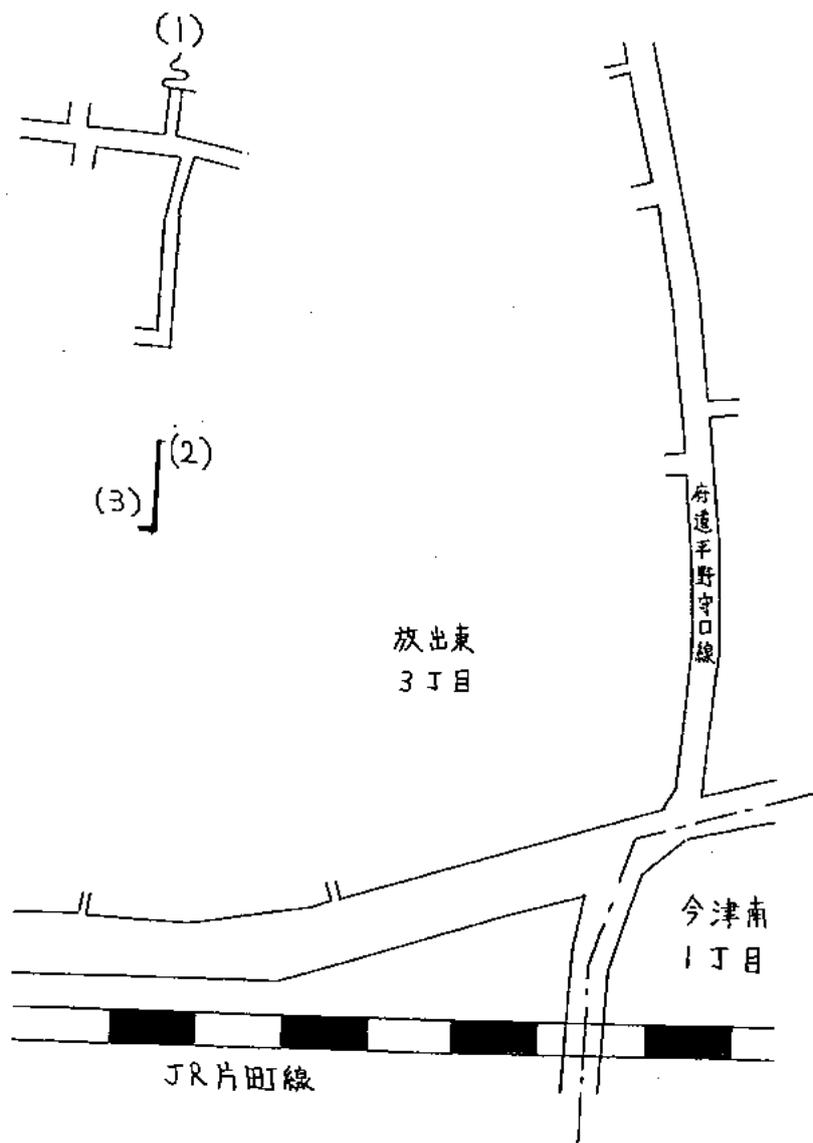
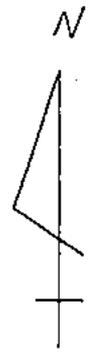
 町丁界

### 説明

城東区第1795号線 (1) (3) 間のうち (2) (3) 間を廃止する。

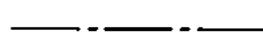
### 参考図

### 鶴見区



### 凡 例

 廃止する部分

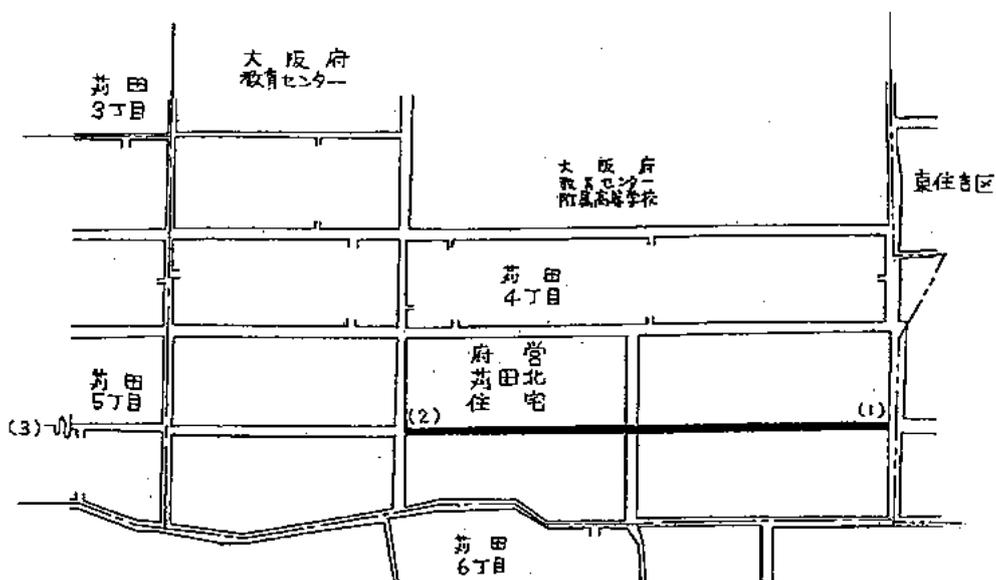
 町丁界

### 説 明

鶴見区第921号線 (1) (3) 間のうち (2) (3) 間を廃止する。

### 参考図

### 住吉区



### 凡例

 廃止する部分

 区界  
 町丁界

### 説明

住吉区第1327-1号線 (1) (3) 間のうち (1) (2) 間を廃止する。

(建設局管理部管理課)



大阪市告示第135号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定に基づき、次のように市道の路線を変更する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年1月29日

大阪市長 吉村洋文

| 路線名            | 旧 | 起                      | 点 |
|----------------|---|------------------------|---|
|                | 新 | 終                      | 点 |
| 住吉区<br>第2249号線 | 旧 | 住吉区苅田10丁目28番の3地先       |   |
|                |   | 同区同10丁目22番の2地先         |   |
|                | 新 | 住吉区苅田10丁目28番の3地先       |   |
|                |   | 同区同10丁目505番の3地 (参考図参照) |   |

(建設局管理部管理課)



大阪市告示第136号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように市道の区域を決定する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年1月29日

大阪市長 吉村洋文

| 路線名            | 区間                                                | 敷地の            | 敷地の    |
|----------------|---------------------------------------------------|----------------|--------|
|                |                                                   | 幅員             | 延長     |
| 住吉区<br>第2249号線 | 住吉区苅田10丁目28番の3地先から<br>同区同10丁目505番の3地まで<br>(参考図参照) | m              | m      |
|                |                                                   | 2.73～<br>12.98 | 210.22 |

(建設局管理部管理課)



**大阪市告示第137号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように市道の供用を開始する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

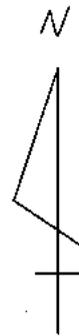
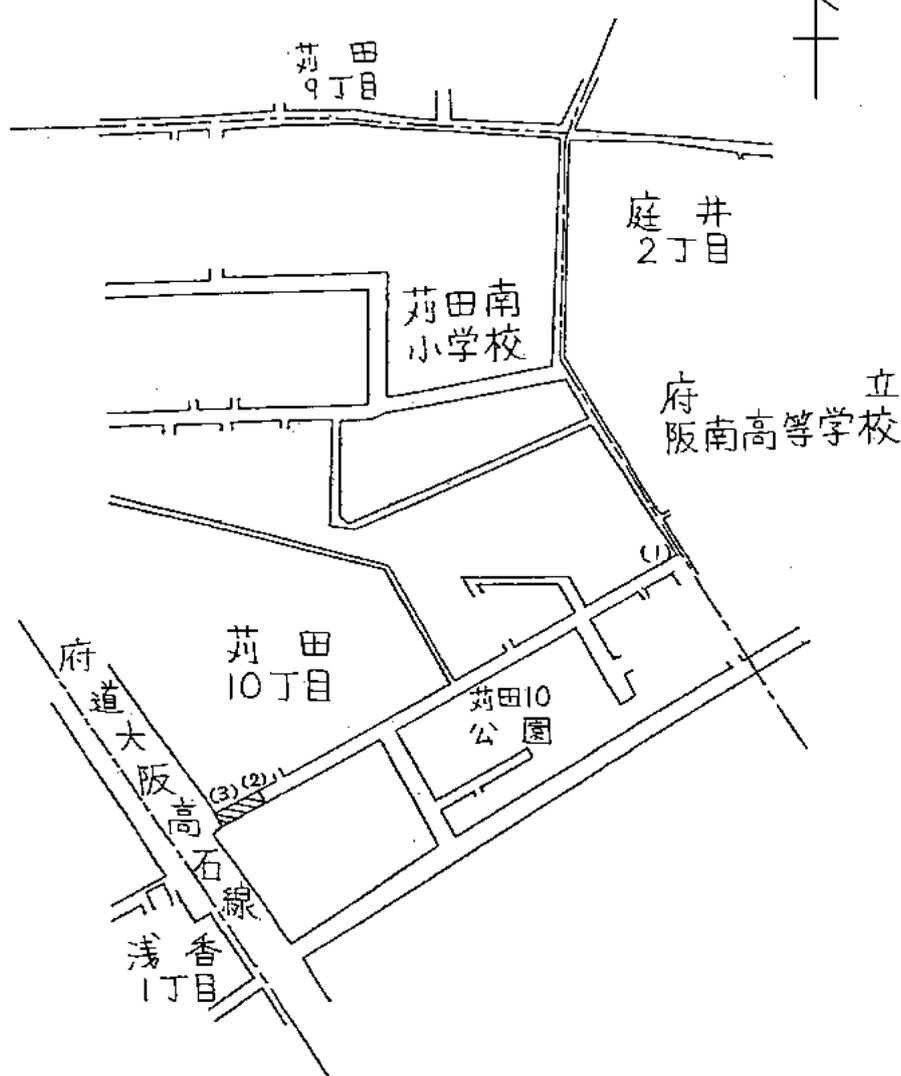
平成28年 1月29日

大阪市長 吉 村 洋 文

| 路 線 名                  | 区 間                                                 | 供用開始の期日 |
|------------------------|-----------------------------------------------------|---------|
| 住 吉 区<br>第 2 2 4 9 号 線 | 住吉区菟田10丁目28番の3地先から<br>同 区同 10丁目505番の3地まで<br>(参考図参照) | 告示の日    |

### 参考図

### 住吉区



### 凡例



新たに道路となる部分



町丁界

### 説明

住吉区第2249号線(1)(2)間を(1)(3)間に路線変更する。

(建設局管理部管理課)



**大阪市告示第138号**

次の施設について、大阪港スポーツアイランド施設条例（平成6年大阪市条例第26号）第4条第2項の規定により、次のとおり供用時間の変更を承認したので、同条第3項の規定により告示する。

平成28年1月29日

大阪市長 吉村洋文

| 施設名   | 変更日           | 供用時間         |
|-------|---------------|--------------|
| 舞洲野球場 | 平成28年2月1日（月）  | 午前9時から午後7時まで |
|       | 平成28年2月8日（月）  |              |
|       | 平成28年2月10日（水） |              |
|       | 平成28年2月15日（月） |              |
|       | 平成28年2月22日（月） |              |
|       | 平成28年2月24日（水） |              |
|       | 平成28年2月29日（月） |              |

（港湾局総務部監理調整担当）

**大阪市告示第139号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき大阪市福島区役所窓口サービス課（住民情報）における証明書発行手数料等の徴収及び収納に関する事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

平成28年1月29日

大阪市長 吉村洋文

委託先及び委託期間

- 1 委託先 株式会社パソナ  
営業総本部副総本部長 石田 正則
- 2 委託期間 平成28年2月1日から平成31年1月31日まで

（福島区役所窓口サービス課）

**大阪市告示第140号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき大阪市西淀川区役所窓口サービス課（住民情報）における証明書発行手数料等の徴収及び収納に関する事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

平成28年1月29日

大阪市長 吉村洋文

## 委託先及び委託期間

- 1 委託先 株式会社パソナ  
営業総本部副総本部長 石田 正則
- 2 委託期間 平成28年2月1日から平成31年11月30日まで  
(西淀川区役所窓口サービス課)

## 大阪市告示第141号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、大阪市東淀川区役所窓口サービス課(住民情報)及び東淀川区役所出張所における証明書発行手数料等の徴収及び収納に関する事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

平成28年1月29日

大阪市長 吉村 洋文

- 1 委託先 株式会社パソナメディカル  
代表取締役 佐藤 司
- 2 委託期間 平成28年2月1日から平成31年11月30日まで  
(東淀川区役所窓口サービス課)

## 大阪市告示第142号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき大阪市平野区役所窓口サービス課(住民情報)における証明書発行手数料等の徴収及び収納に関する事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

平成28年1月29日

大阪市長 吉村 洋文

## 委託先及び委託期間

- 1 委託先 株式会社ジェイエスキューブ  
西日本営業部 部長 村田 純一
- 2 委託期間 平成28年2月1日から平成31年11月30日まで  
(平野区役所窓口サービス課)

## 大阪市告示第143号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき大阪市西成区役所窓口サービス課(住民情報)における証明書発行手数料等の徴

収及び収納に関する事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

平成28年1月29日

大阪市長 吉村洋文

委託先及び委託期間

- 1 委託先 ヒューマンタッチ株式会社  
代表取締役 高本 和幸
- 2 委託期間 平成28年2月1日から平成31年1月31日まで  
(大阪市西成区役所窓口サービス課)

### 大阪市告示第144号

次のとおり落札者等について公示する。

平成28年1月29日

大阪市長 吉村洋文

[掲載順序]

◎契約担当(所在地)

①調達件名、数量(予定数量)及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日(随意契約の場合は契約相手方を決定した日) ④落札者(随意契約の場合は契約相手方) ⑤落札金額(随意契約の場合は契約金額) ⑥入札公告日又は公示日 ⑦随意契約の場合はその理由

◎教育委員会事務局総務部教育政策課(大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪  
市役所3階)

①大阪市立桜宮高等学校外17校で使用する電気 9,674,234kWh ②一般 ③  
27.12.17 ④丸紅(株) 東京都千代田区大手町1丁目4番2号 ⑤  
182,830,718円 ⑥27.10.16

①大阪市立東中学校外63校で使用する電気 9,643,045kWh ②一般  
③27.12.17 ④日本ロジテック(協) 東京都中央区佃1丁目11番8号  
⑤187,074,553円 ⑥27.10.16

①大阪市立天満中学校外59校で使用する電気 9,050,792kWh ②一般  
③27.12.17 ④丸紅(株) 東京都千代田区大手町1丁目4番2号  
⑤175,667,360円 ⑥27.10.16

①大阪市立堀川小学校外68校で使用する電気 9,719,043kWh ②一般 ③  
27.12.17 ④丸紅(株) 東京都千代田区大手町1丁目4番2号 ⑤  
196,223,325円 ⑥27.10.16

①平成28年度大阪市立小学校、中学校及び高等学校産業廃棄物処分業務委託  
(単価契約) ②一般 ③27.12.18 ④(株)南海興業 大阪府大阪市浪速区  
木津川2丁目4番48号 ⑤9円 ⑥27.10.16

(教育委員会事務局総務部教育政策課)

大阪市（消）告示第3号

消防法施行令（昭和36年政令第37号）第3条第1項第1号イに規定する甲種防火管理講習を次のとおり開催する。

平成28年1月29日

大阪市消防長 打明茂樹

- 1 講習の区分 甲種防火管理新規講習
- 2 開催日

| 回数   | 開催日                   |
|------|-----------------------|
| 第1回  | 平成28年4月5日（火）、6日（水）    |
| 第2回  | 平成28年4月11日（月）、12日（火）  |
| 第3回  | 平成28年4月16日（土）、17日（日）  |
| 第4回  | 平成28年4月21日（木）、22日（金）  |
| 第5回  | 平成28年5月10日（火）、11日（水）  |
| 第6回  | 平成28年5月14日（土）、15日（日）  |
| 第7回  | 平成28年5月23日（月）、24日（火）  |
| 第8回  | 平成28年5月30日（月）、31日（火）  |
| 第9回  | 平成28年6月2日（木）、3日（金）    |
| 第10回 | 平成28年6月11日（土）、12日（日）  |
| 第11回 | 平成28年6月20日（月）、21日（火）  |
| 第12回 | 平成28年6月27日（月）、28日（火）  |
| 第13回 | 平成28年7月16日（土）、17日（日）  |
| 第14回 | 平成28年7月28日（木）、29日（金）  |
| 第15回 | 平成28年8月9日（火）、10日（水）   |
| 第16回 | 平成28年8月13日（土）、14日（日）  |
| 第17回 | 平成28年8月22日（月）、23日（火）  |
| 第18回 | 平成28年8月29日（月）、30日（火）  |
| 第19回 | 平成28年9月7日（水）、8日（木）    |
| 第20回 | 平成28年9月10日（土）、11日（日）  |
| 第21回 | 平成28年9月20日（火）、21日（水）  |
| 第22回 | 平成28年9月26日（月）、27日（火）  |
| 第23回 | 平成28年10月3日（月）、4日（火）   |
| 第24回 | 平成28年10月15日（土）、16日（日） |
| 第25回 | 平成28年10月20日（木）、21日（金） |

|      |                         |
|------|-------------------------|
| 第26回 | 平成28年10月27日（木）、28日（金）   |
| 第27回 | 平成28年11月8日（火）、9日（水）     |
| 第28回 | 平成28年11月12日（土）、13日（日）   |
| 第29回 | 平成28年11月24日（木）、25日（金）   |
| 第30回 | 平成28年11月30日（水）、12月1日（木） |
| 第31回 | 平成28年12月10日（土）、11日（日）   |
| 第32回 | 平成28年12月14日（水）、15日（木）   |
| 第33回 | 平成28年12月21日（水）、22日（木）   |
| 第34回 | 平成29年1月5日（木）、6日（金）      |
| 第35回 | 平成29年1月14日（土）、15日（日）    |
| 第36回 | 平成29年1月19日（木）、20日（金）    |
| 第37回 | 平成29年1月26日（木）、27日（金）    |
| 第38回 | 平成29年1月31日（火）、2月1日（水）   |
| 第39回 | 平成29年2月11日（土）、12日（日）    |
| 第40回 | 平成29年2月13日（月）、14日（火）    |
| 第41回 | 平成29年2月20日（月）、21日（火）    |
| 第42回 | 平成29年3月6日（月）、7日（火）      |
| 第43回 | 平成29年3月11日（土）、12日（日）    |
| 第44回 | 平成29年3月16日（木）、17日（金）    |
| 第45回 | 平成29年3月30日（木）、31日（金）    |

- 3 講習時間 各日とも10時から16時まで
- 4 講習場所 大阪市立阿倍野防災センター3階研修室  
大阪市阿倍野区阿倍野筋3丁目13番23号
- 5 申込受付期間 告示の日から講習開催日の14日前まで。ただし、期間中でも定員に達した場合は受付を締め切ることがある。
- 6 受講対象者 受講後、防火管理者に選任された場合、その業務を誠実に遂行できる地位にある者
- 7 申込方法 受講希望者は最寄りの消防署で所定の申込用紙に必要事項を記入のうえ申し込むこと

(消防局予防部予防課)

#### 大阪市（消）告示第4号

消防法施行令（昭和36年政令第37号）第3条第1項第1号イに規定する甲種防火管理講習を次のとおり開催する。

平成28年1月29日

大阪市消防長 打明茂樹

## 1 講習の区分 甲種防火管理再講習

## 2 開催日及び場所

| 回数   | 開催日              | 場所            |
|------|------------------|---------------|
| 第1回  | 平成28年4月27日(水)午後  | 大阪市消防局生野分室    |
| 第2回  | 平成28年5月17日(火)午後  | 大阪市消防局生野分室    |
| 第3回  | 平成28年6月6日(月)午後   | 大阪市消防局生野分室    |
| 第4回  | 平成28年6月19日(日)午前  | 大阪市立阿倍野防災センター |
| 第5回  | 平成28年7月15日(金)午後  | 大阪市消防局生野分室    |
| 第6回  | 平成28年8月4日(木)午後   | 大阪市消防局生野分室    |
| 第7回  | 平成28年9月2日(金)午後   | 大阪市消防局生野分室    |
| 第8回  | 平成28年9月22日(木)午前  | 大阪市立阿倍野防災センター |
| 第9回  | 平成28年10月12日(水)午後 | 大阪市消防局生野分室    |
| 第10回 | 平成28年11月16日(水)午後 | 大阪市消防局生野分室    |
| 第11回 | 平成28年12月9日(金)午後  | 大阪市消防局生野分室    |
| 第12回 | 平成28年12月18日(日)午前 | 大阪市立阿倍野防災センター |
| 第13回 | 平成29年1月17日(火)午後  | 大阪市消防局生野分室    |
| 第14回 | 平成29年2月6日(月)午後   | 大阪市消防局生野分室    |
| 第15回 | 平成29年3月1日(水)午後   | 大阪市消防局生野分室    |
| 第16回 | 平成29年3月25日(土)午前  | 大阪市立阿倍野防災センター |

## 3 講習時間 (1) 午前(10時から12時まで)

(2) 午後(14時から16時まで)

## 4 講習場所 (1) 大阪市立阿倍野防災センター3階研修室

大阪市阿倍野区阿倍野筋3丁目13番23号

(2) 大阪市消防局生野分室(生野図書館1階)

大阪市生野区勝山南4丁目7番11号

## 5 申込受付期間 告示の日から講習開催日の14日前まで。ただし、期間中でも定員に達した場合は受付を締め切ることがある。

## 6 受講対象者 消防法施行令第4条の2の2第1号の防火対象物の防火管理者(消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第2条の2の2の防火対象物の部分に係る防火管理者を除く。)

## 7 申込方法 受講希望者は最寄りの消防署で所定の申込用紙に必要事項を記入のうえ申し込むこと

(消防局予防部予防課)

## 大阪市(消)告示第5号

消防法施行令(昭和36年政令第37号)第3条第1項第2号イに規定する乙種

防火管理講習を次のとおり開催する。

平成28年1月29日

大阪市消防長 打明茂樹

1 講習の区分 乙種防火管理講習

2 開催日

| 回数  | 開催日            |
|-----|----------------|
| 第1回 | 平成28年6月7日(火)   |
| 第2回 | 平成28年11月17日(木) |
| 第3回 | 平成29年2月7日(火)   |

3 講習時間 10時から16時まで

4 講習場所 大阪市消防局生野分室(生野図書館1階)  
大阪市生野区勝山南4丁目7番11号

5 申込受付期間 告示の日から講習開催日の14日前まで。ただし、期間中でも定員に達した場合は受付を締め切ることがある。

6 受講対象者 受講後、防火管理者に選任された場合、その業務を誠実に遂行できる地位にある者

7 申込方法 受講希望者は最寄りの消防署で所定の申込用紙に必要事項を記入のうえ申し込むこと

(消防局予防部予防課)

### 大阪市(消)告示第6号

消防法施行令(昭和36年政令第37号)第47条第1項第1号に規定する防災管理に関する講習を次のとおり開催する。

平成28年1月29日

大阪市消防長 打明茂樹

1 講習の区分 防災管理新規講習

2 開催日及び場所

| 回数  | 開催日           | 場所            |
|-----|---------------|---------------|
| 第1回 | 平成28年4月14日(木) | 大阪市消防局生野分室    |
| 第2回 | 平成28年4月25日(月) | 大阪市消防局生野分室    |
| 第3回 | 平成28年5月18日(水) | 大阪市消防局生野分室    |
| 第4回 | 平成28年6月8日(水)  | 大阪市消防局生野分室    |
| 第5回 | 平成28年6月18日(土) | 大阪市立阿倍野防災センター |
| 第6回 | 平成28年7月19日(火) | 大阪市消防局生野分室    |
| 第7回 | 平成28年8月2日(火)  | 大阪市消防局生野分室    |
| 第8回 | 平成28年8月19日(金) | 大阪市消防局生野分室    |
| 第9回 | 平成28年9月1日(木)  | 大阪市消防局生野分室    |

|      |                |               |
|------|----------------|---------------|
| 第10回 | 平成28年9月16日（金）  | 大阪市消防局生野分室    |
| 第11回 | 平成28年10月5日（水）  | 大阪市消防局生野分室    |
| 第12回 | 平成28年11月10日（木） | 大阪市消防局生野分室    |
| 第13回 | 平成28年11月28日（月） | 大阪市消防局生野分室    |
| 第14回 | 平成28年12月4日（日）  | 大阪市立阿倍野防災センター |
| 第15回 | 平成28年12月20日（火） | 大阪市消防局生野分室    |
| 第16回 | 平成29年1月23日（月）  | 大阪市消防局生野分室    |
| 第17回 | 平成29年2月8日（水）   | 大阪市消防局生野分室    |
| 第18回 | 平成29年2月24日（金）  | 大阪市消防局生野分室    |
| 第19回 | 平成29年3月2日（木）   | 大阪市消防局生野分室    |
| 第20回 | 平成29年3月27日（月）  | 大阪市消防局生野分室    |

- 3 講習時間 10時から15時30分まで
- 4 講習場所 (1) 大阪市立阿倍野防災センター3階研修室  
大阪市阿倍野区阿倍野筋3丁目13番23号  
(2) 大阪市消防局生野分室（生野図書館1階）  
大阪市生野区勝山南4丁目7番11号
- 5 申込受付期間 告示の日から講習開催日の14日前まで。ただし、期間中でも定員に達した場合は受付を締め切ることがある。
- 6 受講対象者 甲種防火管理の資格を有する者で、受講後、防災管理者に選任された場合、その業務を誠実に遂行できる地位にある者
- 7 申込方法 受講希望者は最寄りの消防署で所定の申込用紙に必要事項を記入のうえ申し込むこと  
(消防局予防部予防課)

### 大阪市（消）告示第7号

消防法施行令（昭和36年政令第37号）第3条第1項第1号イに規定する甲種防火管理講習及び第47条第1項第1号に規定する防災管理に関する講習を併せた講習を次のとおり開催する。

平成28年1月29日

大阪市消防長 打明茂樹

- 1 講習の区分 甲種防火管理新規講習及び防災管理新規講習を併せて実施する講習
- 2 開催日

| 回数  | 開催日                  |
|-----|----------------------|
| 第1回 | 平成28年4月7日（木）、8日（金）   |
| 第2回 | 平成28年4月18日（月）、19日（火） |

|      |                       |
|------|-----------------------|
| 第3回  | 平成28年4月23日（土）、24日（日）  |
| 第4回  | 平成28年5月21日（土）、22日（日）  |
| 第5回  | 平成28年5月25日（水）、26日（木）  |
| 第6回  | 平成28年6月9日（木）、10日（金）   |
| 第7回  | 平成28年6月13日（月）、14日（火）  |
| 第8回  | 平成28年6月29日（水）、30日（木）  |
| 第9回  | 平成28年7月9日（土）、10日（日）   |
| 第10回 | 平成28年7月25日（月）、26日（火）  |
| 第11回 | 平成28年8月17日（水）、18日（木）  |
| 第12回 | 平成28年8月20日（土）、21日（日）  |
| 第13回 | 平成28年9月5日（月）、6日（火）    |
| 第14回 | 平成28年9月12日（月）、13日（火）  |
| 第15回 | 平成28年9月29日（木）、30日（金）  |
| 第16回 | 平成28年10月13日（木）、14日（金） |
| 第17回 | 平成28年10月17日（月）、18日（火） |
| 第18回 | 平成28年10月29日（土）、30日（日） |
| 第19回 | 平成28年11月14日（月）、15日（火） |
| 第20回 | 平成28年11月21日（月）、22日（火） |
| 第21回 | 平成28年11月26日（土）、27日（日） |
| 第22回 | 平成28年12月5日（月）、6日（火）   |
| 第23回 | 平成28年12月12日（月）、13日（火） |
| 第24回 | 平成28年12月26日（月）、27日（火） |
| 第25回 | 平成29年1月12日（木）、13日（金）  |
| 第26回 | 平成29年1月21日（土）、22日（日）  |
| 第27回 | 平成29年2月2日（木）、3日（金）    |
| 第28回 | 平成29年2月15日（水）、16日（木）  |
| 第29回 | 平成29年2月27日（月）、28日（火）  |
| 第30回 | 平成29年3月13日（月）、14日（火）  |
| 第31回 | 平成29年3月23日（木）、24日（金）  |
| 第32回 | 平成29年3月28日（火）、29日（水）  |

- 3 講習時間 各日とも10時から17時まで
- 4 講習場所 大阪市立阿倍野防災センター3階研修室  
大阪市阿倍野区阿倍野筋3丁目13番23号
- 5 申込受付期間 告示の日から講習開催日の14日前まで。ただし、期間中でも定員に達した場合は受付を締め切ることがある。
- 6 受講対象者 受講後、防災管理者に選任された場合、その業務を誠実に遂行できる地位にある者
- 7 申込方法 受講希望者は最寄りの消防署で所定の申込用紙に必要事項を記入のうえ申し込むこと

(消防局予防部予防課)

## 大阪市(消)告示第8号

消防法施行令(昭和36年政令第37号)第3条第1項第1号イに規定する甲種防火管理講習及び第47条第1項第1号に規定する防災管理に関する講習を併せた講習を次のとおり開催する。

平成28年1月29日

大阪市消防長 打明茂樹

- 1 講習の区分 甲種防火管理再講習及び防災管理再講習を併せて実施する講習
- 2 開催日及び場所

| 回数   | 開催日            | 場所            |
|------|----------------|---------------|
| 第1回  | 平成28年6月15日(水)  | 大阪市消防局        |
| 第2回  | 平成28年7月14日(木)  | 大阪市消防局        |
| 第3回  | 平成28年7月30日(土)  | 大阪市立阿倍野防災センター |
| 第4回  | 平成28年8月16日(火)  | 大阪市消防局        |
| 第5回  | 平成28年9月28日(水)  | 大阪市消防局        |
| 第6回  | 平成28年11月29日(火) | 大阪市消防局        |
| 第7回  | 平成29年1月24日(火)  | 大阪市消防局        |
| 第8回  | 平成29年2月9日(木)   | 大阪市消防局        |
| 第9回  | 平成29年3月5日(日)   | 大阪市立阿倍野防災センター |
| 第10回 | 平成29年3月15日(水)  | 大阪市消防局        |

- 3 講習時間 14時から17時まで
- 4 講習場所 (1) 大阪市立阿倍野防災センター3階研修室  
大阪市阿倍野区阿倍野筋3丁目13番23号  
(2) 大阪市消防局  
大阪市西区九条南1丁目12番54号
- 5 申込受付期間 告示の日から講習開催日の14日前まで。ただし、期間中でも定員に達した場合は受付を締め切ることがある。
- 6 受講対象者 防災管理新規講習を修了した防災管理者
- 7 申込方法 受講希望者は最寄りの消防署で所定の申込用紙に必要事項を記入のうえ申し込むこと

(消防局予防部予防課)

公 告

## 大阪市公告第8号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成28年1月29日

大阪市長 吉村洋文

### 1 担当

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所本庁舎4階  
 大阪市総務局行政部総務課  
 電話 06-6208-7415

### 2 入札に付すべき事項

| 売払物品   |        | 予定数量       |
|--------|--------|------------|
| 古新聞等   |        | 約202,320kg |
| 内<br>訳 | ダンボール  | 約11,240kg  |
|        | その他紙類  | 約53,340kg  |
|        | 古新聞    | 約9,900kg   |
|        | シュレッダー | 約24,320kg  |
|        | 廃棄簿冊   | 約102,810kg |
|        | アルミ缶   | 約710kg     |

### 3 契約期間

平成28年4月1日（金）から平成28年9月30日（金）まで

### 4 集積場所

- (1) 大阪市北区中之島1-3-20 大阪市役所本庁舎 地下2階及び地下4階  
 総務局行政部総務課（庁舎管理グループ）
- (2) 大阪市西区立売堀4-10-18 大阪市阿波座センタービル1階及び5階  
 総務局行政部IT統括課
- (3) 大阪市西区北堀江4-3-14 大阪市公文書館  
 総務局行政部公文書館
- (4) 大阪市阿倍野区阿倍野筋3-13-23 あべのフォルサ4階  
 人事室職員人材開発センター
- (5) 大阪市阿倍野区阿倍野筋3-10-1-100 あべのベルタ西館2階  
 人事室管理課

### 5 入札参加資格

- (1) 平成26・27年度物品売払入札参加承認を受けていること  
 交付を受けていない場合は、大阪市契約管財局契約部契約課（物品契約グループ）に対し物品売払入札参加申請を行い、承認証の交付を受けること。ただし、平成28年2月17日（水）までに平成26・27年度物品売払入札参加承認証の交付を受けていない場合は、入札に参加することができない。

(参加申請に要する書類)

ア 一般競争入札参加申請書(本市様式)

イ 平成26・27年度大阪市物品売払入札参加承認証の写し(本市様式)

※ 平成26・27年度大阪市物品売払入札参加要領は、大阪市電子調達システムの「平成26・27年度申請書」からダウンロードすること

<http://www2.keiyaku.city.osaka.lg.jp/help/download/uriharai.html>

ウ 大阪府の廃棄物再生事業者登録証の写し(事業の内容に「古紙の再生」が含まれていること)

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること

(3) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと

(4) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと

(5) 大阪府の廃棄物再生事業者登録(事業の内容に「古紙の再生」が含まれていること)を行っていること

## 6 入札説明書等の交付場所等

(1) 入札説明書等の交付場所、入札参加申請書の受付場所及び当該入札に関する問い合わせ先

上記1に同じ

(2) 入札説明書等の交付方法

本公告の日から平成28年2月17日(水)までの大阪市の休日を定める条例(平成3年条例第42号)第1条に掲げる日(以下「本市の休日」という。)を除く毎日、午前9時から午後5時30分まで(午後0時15分から午後1時までを除く。)上記1において無償により交付する。

なお、大阪市総務局ホームページからダウンロードも可

[http://www.city.osaka.lg.jp/templates/fubaraihin\\_nyusatsuanken/11-Curr.html](http://www.city.osaka.lg.jp/templates/fubaraihin_nyusatsuanken/11-Curr.html)

(3) 入札参加申請書の受付期間

本公告の日から平成28年2月17日(水)までの本市の休日を除く毎日、午前9時から午後5時30分まで(午後0時15分から午後1時までを除く。)

## 7 入札参加資格の審査等

上記6(3)の入札参加申請書の受付時において、入札参加資格を審査し、資格を認めた者に対して入札書(物品買受申込書)を交付する。

## 8 入札保証金等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金

契約単価に予定数量を乗じた金額の6分の2の額以上を納付し、平成28年3月2日(水)午後5時までに納付したことを証する書類を提出すること

契約保証金は、債務の履行を完了した後に還付する。

- (3) 保証人 不要
- (4) 契約書作成の要否 要

#### 9 入札執行日時及び場所

平成28年3月1日(火) 午前10時

大阪市役所本庁舎 地下1階第6共通会議室

#### 10 入札の方法

物品買受申込書に記載する金額は、売払物品ごとの予定数量に単価を乗じて得た合計金額を記載すること。また、取引に係る消費税及び地方消費税分(税率については8%)を含むものとする。

#### 11 落札者の決定方法

予定価格以上で、売払物品ごとの単価に予定数量を乗じた額の合計が最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定する。また、落札者は平成28年3月2日(水)午後5時までに契約保証金を納付したことを証する書類を提出すること。

#### 12 入札の無効

- (1) 大阪市契約規則第28条第1項各号のいずれかに該当する入札
- (2) 開札後落札決定までに、入札参加申請者(参加申請者が共同企業体の場合はその構成員を含む)が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

#### 13 その他

- (1) 詳細は入札説明書による。
- (2) 本契約は単価契約とする。
- (3) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

- (4) 落札者は、契約締結までに、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書を提出すること。誓約書の提出がない場合は、大阪市契約規則第28条第1項第10号に該当するとして、その者に係る入札は無効とする。

(総務局行政部総務課)

### 大阪市公告第9号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成28年1月29日

大阪市長 吉村洋文

1 契約担当

〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号  
 A T Cビル I T M棟6階  
 大阪市建設局総務部経理課  
 電話06-6615-7540

2 入札に付すべき事項

| 売払物品                  | 数量 |
|-----------------------|----|
| 都島第2ほか8自転車保管所古自転車等-10 | 9山 |

3 下見日時及び保管場所

| 下見日時                                                                                           | 保管場所                          | 所在地                         |
|------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|-----------------------------|
| 平成28年<br>2月17日<br>(水)<br><br>午前9時30分から<br>午後4時30分まで<br>(ただし、午前<br>11時30分から午<br>後1時30分を除<br>く。) | 都島第2自転車保管所                    | 都島区都島南通2-8                  |
|                                                                                                | 天王寺ハ <sup>ハ</sup> ス自転車<br>保管所 | 天王寺区南河堀町7                   |
|                                                                                                | 南恩加島自転車保管所                    | 大正区南恩加島1-11                 |
|                                                                                                | 下寺自転車保管所                      | 浪速区下寺3-6                    |
|                                                                                                | 瓜破自転車<br>保管所                  | 平野区瓜破6-3先<br>(阪神高速道路松原線高架下) |
|                                                                                                | 西野田自転車保管所                     | 此花区西九条5-3-9                 |
|                                                                                                | 三国本町②<br>自転車保管所               | 淀川区西宮原1-1                   |
|                                                                                                | 三国本町④<br>自転車保管所               | 淀川区三国本町1-1                  |
|                                                                                                | 鶴見リサイクルセンター<br>跡地自転車保管所       | 鶴見区緑地公園2-136                |

※ 下見を希望する場合は、下見日前日の正午までに、次の担当に電話連絡の上仕様書添付の「保管所下見予約票」をファクシミリにて送信すること(ただし、本市の休日を除く。)

建設局管理部自転車対策課 電話 06-6615-6684

F A X 06-6615-6577

4 入札参加資格

- (1) 平成26・27年度物品売払入札参加承認を受けていること  
 承認を受けていない場合は、契約管財局契約部契約課物品契約グループに本市物品売払入札参加申請を行うこと。ただし、平成28年2月16日(火)までに参加申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

(参加申請に要する書類)

- ア 物品売払入札参加申請書(誓約書・委任状)(本市様式)
- イ 使用印鑑届(本市様式)
- ウ 物品売払入札参加承認証(本市様式)

※ 平成26・27年度の物品売払入札参加申請要領は大阪市電子調達システム(<http://www.keiyaku.city.osaka.lg.jp/>)の資料・ご案内→不用品売払入札等のご案内→「平成26・27年度申請書」からダウンロードすること

- エ 法人にあつては、登記事項全部証明書等の写し
- オ 法人にあつては、法務局発行の印鑑証明書  
個人にあつては、市区町村長発行の印鑑証明書

※ エ、オについては、発行後3ヶ月以内のもの

- (2) 古物営業法(昭和24年法律第108号)に基づく、古物商許可証(行商する)を受けていること

#### 5 入札参加申込の受付期間及び受付場所

- (1) 受付期間 本公告の日から平成28年2月16日(火)午後5時30分までの本市の休日を除く午前9時から午後5時30分まで  
(午後0時15分から午後1時までを除く。)

- (2) 受付場所 上記1に同じ

#### 6 入札参加資格の審査等

- (1) 5の受付時において、入札参加資格を審査し、資格を認めた者に対して入札書(物品買受申込書)を交付する。

資格審査は、4にある承認証等を確認することによるので、持参すること

- (2) 物品売払入札参加承認証に記載される個人、代表者又は契約上の受任者以外の者(代理人)が入札する場合は、入札時に本人確認を行うので、17(2)にある本人確認書類を必ず持参すること。

#### 7 仕様書の交付方法

本公告の日から入札日まで、大阪市ホームページにて交付する。また、上記1においても無償で交付する。

#### 8 契約条項を示す場所

上記1に同じ

#### 9 入札保証金

免除

#### 10 契約保証金

契約金額の100分の10以上を指定期限(入札日当日)までに納付すること  
ただし、契約金額の全額を即納する場合は免除する。

契約保証金は、債務の履行を完了した後に還付する。

#### 11 入札執行場所

A T Cビル I T M棟 6階 大阪市建設局入札室

## 12 入札執行日時

平成28年2月18日（木） 午前10時

## 13 入札の方法

(1) 入札書（物品買受申込書）には、取引に係る消費税及び地方消費税分を含む金額を記載すること。また、契約書・仕様書等の内容を十分確認した上で、入札すること

(2) 物品売払入札参加承認証に記載される個人、代表者又は契約上の受任者以外の者（代理人）が入札する場合は、必ず物品売払入札参加承認証に記載される個人又は代表者作成の委任状を添えて入札すること

## 14 入札に参加できない者

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けている者及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者

## 15 入札の無効

大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第28条第1項各号のいずれかに該当する入札

（注1）開札後落札決定までに、物品買受申込者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

## 16 落札者の決定

予定価格以上で最高の価格で有効な入札を行った者を落札者とする。

## 17 契約の決定、決定の無効

(1) 落札者について、本人確認を行い、本人確認ができない場合は、大阪市契約規則第32条第2項に該当するとして、契約の締結は行わない。

(2) 本人確認は、次の書類を提示する方法により行う。

## ア 下記書類を1点提示すれば足りる場合

運転免許証、旅券、外国人登録証明書、写真付き住民基本台帳カード、船員手帳、海技免状、小型船舶操縦免許証、猟銃・空気銃所持許可証、戦傷病者手帳、宅地建物取引主任者証、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特殊電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第4項に規定する合格証明書、身体障害者手帳、療育手帳、国又は地方公共団体の機関が発行した写真付き身分証明書、在留カード

## イ 下記書類を複数提示する方法による場合

被保険者証（国民健康保険、健康保険、船員保険、介護保険、後期高齢者医療保険）、共済組合証、高齢受給者証、国民年金手帳、年金証書（国民年金、厚生年金保険、船員保険）、共済年金証書、恩給証書、写真の貼付のない住民基本台帳カード、法人が発行した身分証明書で写真付きのもの

## 18 その他

- (1) 10の契約保証金が指定期限までに納付できない場合、および契約金額の全額を即納できない場合は、大阪市契約規則第32条第3項の契約締結の手続を怠ったとして、落札の決定を無効とする。

また、落札者が入札日当日中に契約保証金、および契約金額の全額を納付したことを証する書類を持参しなかった場合も、落札の決定を無効とする。

- (2) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

- (3) 落札者は、契約締結までに、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書を提出すること。誓約書の提出がない場合は、大阪市契約規則第28条に該当するとして、その者に係る入札は無効とする。

(建設局総務部経理課)

## 大阪市公告第10号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成28年1月29日

大阪市長 吉村洋文

## 1 契約担当

〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号  
ATCビル ITM棟 6階  
大阪市建設局総務部経理課  
電話06-6615-7540

## 2 入札に付すべき事項

金属くず等 4山

## 3 下見日時及び保管場所

| 下見日時                  |                                                   | 保管場所  | 所在地           |
|-----------------------|---------------------------------------------------|-------|---------------|
| 平成28年<br>2月22日<br>(月) | 午前9時30分から<br>午後4時30分(ただし、午前11時45分<br>分から午後1時を除く。) | 大阪城公園 | 中央区大阪城3-11    |
|                       |                                                   | 長居公園  | 東住吉区长居公園1-1   |
|                       |                                                   | 天王寺公園 | 天王寺区茶臼山町1-108 |

## 4 入札参加資格

平成26・27年度物品売払入札参加承認を受けていること

承認を受けていない場合は、契約管財局契約部契約課物品契約グループに本市物品売払入札参加申請を行うこと。ただし、平成28年2月19日（金）までに参加申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

（参加申請に要する書類）

ア 物品売払入札参加申請書（誓約書・委任状）（本市様式）

イ 使用印鑑届（本市様式）

ウ 物品売払入札参加承認証（本市様式）

※ 平成26・27年度の物品売払入札参加申請要領は大阪市電子調達システム（<http://www.keiyaku.city.osaka.lg.jp/>）の資料・ご案内→不用品売払入札等のご案内→「平成26・27年度申請書」からダウンロードすること。

エ 法人にあつては、登記事項全部証明書等の写し

オ 法人にあつては、法務局発行の印鑑証明書

個人にあつては、市区町村長発行の印鑑証明書

※ エ、オについては、発行後3ヶ月以内のもの

## 5 入札参加申込の受付期間及び受付場所

(1) 受付期間 本公告の日から平成28年2月19日（金）午後5時30分までの本市の休日を除く午前9時から午後5時30分まで（午後0時15分から午後1時までを除く。）

(2) 受付場所 上記1に同じ

## 6 入札参加資格の審査等

5の受付時において、入札参加資格を審査し、資格を認めた者に対して入札書（物品買受申込書）を交付する。

資格審査は、4にある承認証を確認することによるので、持参すること。

## 7 仕様書の交付方法

本公告の日から入札日まで、大阪市ホームページにて交付する。また、上記1においても無償で交付する。

## 8 契約条項を示す場所

上記1に同じ

## 9 入札保証金

免除

## 10 契約保証金

契約金額の100分の10以上を指定期限（入札日当日）までに納付すること  
ただし、契約金額の全額を即納する場合は免除する。

契約保証金は、債務の履行を完了した後に還付する。

## 11 入札執行場所

A T Cビル I T M棟 6階 大阪市建設局入札室

## 12 入札執行日時

平成28年2月23日（火） 午前10時

13 入札の方法

入札書（物品買受申込書）には、取引に係る消費税及び地方消費税分を含む金額を記載すること。また、契約書・仕様書等の内容を十分確認した上で、入札すること

14 入札に参加できない者

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けている者及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者

15 入札の無効

大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則18号）第28条第1項各号のいずれかに該当する入札

（注1）入札に参加しようとする者は、下見日時及び保管場所の欄記載のとおり、必ず下見を行うこと。下見について主管局立会者の確認印のない入札は無効とする。

（注2）転売目的の場合、古物営業許可もしくは、金属くず営業許可を持たない者のした入札は無効とする。

（注3）開札後落札決定までに、物品買受申込者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

16 落札者の決定

予定価格以上で最高の価格で有効な入札を行った者を落札者とする。

17 その他

(1) 契約締結時において、4の承認を受けている者が、個人の場合は本人及び法人の場合は代表者以外の者が手続きを行う場合は、委任状を必ず提出すること。

(2) 10の契約保証金が指定期限（入札日当日）までに納付できない場合、または契約金額の全額を即納できない場合は、大阪市規則第32条第3項の契約締結の手続を怠ったとして、落札の決定を無効とする。

(3) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

(4) 落札者は、契約締結までに、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書を提出すること。誓約書の提出がない場合は、大阪市契約規則第28条に該当するとして、その者に係る入札は無効とする。

（建設局総務部経理課）

## 大阪市公告第11号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成28年1月29日

大阪市長 吉村洋文

### 1 契約担当

〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号  
 A T Cビル I T M棟 6階  
 大阪市建設局総務部経理課  
 電話06-6615-7540

### 2 入札に付すべき事項

金属くず等 3山

### 3 下見日時及び保管場所

| 下見日時                  |                                                          | 保管場所  | 所在地            |
|-----------------------|----------------------------------------------------------|-------|----------------|
| 平成28年<br>2月29日<br>(月) | 午前9時30分から<br>午後4時30分(た<br>だし、午前11時45<br>分から午後1時を<br>除く。) | 鶴見緑地  | 鶴見区緑地公園2-163   |
|                       |                                                          | 下福島公園 | 福島区福島4-1       |
|                       |                                                          | 十三公園  | 淀川区十三元今里1-1-41 |

### 4 入札参加資格

平成26・27年度物品売払入札参加承認を受けていること

承認を受けていない場合は、契約管財局契約部契約課物品契約グループに  
 本市物品売払入札参加申請を行うこと。ただし、平成28年2月26日(金)ま  
 までに参加申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

(参加申請に要する書類)

ア 物品売払入札参加申請書(誓約書・委任状)(本市様式)

イ 使用印鑑届(本市様式)

ウ 物品売払入札参加承認証(本市様式)

※ 平成26・27年度の物品売払入札参加申請要領は大阪市電子調達システ  
 ム(<http://www.keiyaku.city.osaka.lg.jp/>)の資料・ご案内→不用品売  
 払入札等のご案内→「平成26・27年度申請書」からダウンロードするこ  
 と。

エ 法人にあつては、登記事項全部証明書等の写し

オ 法人にあつては、法務局発行の印鑑証明書

個人にあつては、市区町村長発行の印鑑証明書

※ エ、オについては、発行後3ヶ月以内のもの

- 5 入札参加申込の受付期間及び受付場所
  - (1) 受付期間 本公告の日から平成28年2月26日（金）午後5時30分までの本市の休日を除く午前9時から午後5時30分まで（午後0時15分から午後1時までを除く）
  - (2) 受付場所 上記1に同じ
- 6 入札参加資格の審査等

5の受付時において、入札参加資格を審査し、資格を認めた者に対して入札書（物品買受申込書）を交付する。

資格審査は、4にある承認証を確認することによるので、持参すること。
- 7 仕様書の交付方法

本公告の日から入札日まで、大阪市ホームページにて交付する。また、上記1においても無償で交付する。
- 8 契約条項を示す場所

上記1に同じ
- 9 入札保証金

免除
- 10 契約保証金

契約金額の100分の10以上を指定期限（入札日当日）までに納付することただし、契約金額の全額を即納する場合は免除する。

契約保証金は、債務の履行を完了した後に還付する。
- 11 入札執行場所

A T Cビル I T M棟 6階 大阪市建設局入札室
- 12 入札執行日時

平成28年3月1日（火） 午前10時
- 13 入札の方法

入札書（物品買受申込書）には、取引に係る消費税及び地方消費税分を含む金額を記載すること。また、契約書・仕様書等の内容を十分確認した上で、入札すること
- 14 入札に参加できない者

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けている者及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者
- 15 入札の無効

大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則18号）第28条第1項各号のいずれかに該当する入札

（注1）入札に参加しようとする者は、下見日時及び保管場所の欄記載のとおり、必ず下見を行うこと。下見について主管局立会者の確認印のない入札は無効とする。

（注2）転売目的の場合、古物営業許可もしくは、金属くず営業許可を持たない者のした入札は無効とする。

(注3) 開札後落札決定までに、物品買受申込者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

#### 16 落札者の決定

予定価格以上で最高の価格で有効な入札を行った者を落札者とする。

#### 17 その他

- (1) 契約締結時において、4の承認を受けている者が、個人の場合は本人及び法人の場合は代表者以外の者が手続きを行う場合は、委任状を必ず提出すること。
- (2) 10の契約保証金が指定期限(入札日当日)までに納付できない場合、または契約金額の全額を即納できない場合は、大阪市契約規則第32条第3項の契約締結の手續を怠ったとして、落札の決定を無効とする。
- (3) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。  
契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (4) 落札者は、契約締結までに、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書を提出すること。誓約書の提出がない場合は、大阪市契約規則第28条に該当するとして、その者に係る入札は無効とする。

(建設局総務部経理課)

## 共 済 組 合 公 告

### 大阪市職員共済組合公告第1号

大阪市職員共済組合役員に次のとおり異動があったため公告する。

平成28年1月29日

大阪市職員共済組合  
理事長 中村 一男

- |            |            |
|------------|------------|
| 1 役員を退職した者 | 理事長 黒住 兼久  |
| 退職年月日      | 平成28年1月18日 |
| 2 役員に就職した者 | 理事長 中村 一男  |
| 就職年月日      | 平成28年1月18日 |

(大阪市職員共済組合庶務係)